

神奈川県町村会からの「平成30年度 県の施策・
予算に関する要望」に対する措置状況

平成30年3月
神奈川県

目 次

I 重点要望

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進.....	1
2 防災・防犯対策の充実強化.....	5
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進.....	9
4 保健・医療・福祉対策の充実強化.....	12
5 産業の振興及び観光施策の推進.....	18
6 都市基盤等の整備促進.....	20
7 教育施策の推進.....	24
8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進.....	27

II 地域要望

1 三浦半島地域要望.....	29
2 湘南地域要望.....	31
3 足柄上地域要望.....	37
4 足柄下地域要望.....	49
5 愛甲地域要望.....	54
6 水源地域要望.....	57

I 重 点 要 望

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

＜要望事項＞

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 様々な行政需要の増加に伴い、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、引き続き、地域の実情に配慮しながら積極的に自治体間調整を行うこと。

《措置状況》【政策局】

市町村が今後も住民ニーズに的確に対応していくためには、広域連携など様々な手法を活用していくことが有効であることから、県では、市町村の広域連携など行政サービスの安定的な提供のための取組に向け、支援することとしております。

＜要望事項＞

特に、税務職員など専門知識を必要とする職務については、職員短期派遣制度を継続し、町村の技能向上に資すること。

《措置状況》【総務局】

個人県民税の収入未済額は、短期派遣を含む個人住民税対策を進めたことにより、平成22年度以降7年連続で減少し、取組の成果があったものと認識しております。

個人住民税対策については、引き続き、短期派遣制度や市町村税務職員研修派遣制度のほか、県と市町村との不動産共同公売、地方税法第48条の徴収引継ぎなどの各種取組を、バランスよく着実に実施していく必要があると考えており、それぞれの効果を検証しながら、平成30年度以降の短期派遣制度の継続についても、検討を進めてまいります。

＜要望事項＞

また、運用されているマイナンバー制度の今後の方向性についての情報が町村では得られておらず、県として、国等から引き続き積極的に情報収集を行うとともに、国による説明会が開催された都度、町村向けの説明会の開催など、町村に速やかに情報提供を行うこと。

《措置状況》【政策局】

マイナンバー制度に係る情報については、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」として、「制度運用に伴い必要となる地方側の対応について、速やかな情報提供を行うこと」を国に提案しましたが、引き続き機会を捉え、積極的に情報収集を行ってまいります。

市町村への情報提供については、速やかに行うとともに、必要に応じて説明会等を開催するなど適切に行ってまいります。

＜要望事項＞

イ 各種基幹統計調査結果の情報収集の際に、対象が特定出来る等の理由から、大都市と町村と同一レベルの情報が公開されていない場合があるが、行政情報収集の観点からも町村が利用する際に、煩雑な手続きをとることなく情報収集ができるよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう国へ働きかけること。

《措置状況》【政策局】

小規模自治体が大規模自治体のみで公開されているデータ区分を利用する場合には、国に対して調査票情報の提供についての申出手続を行う必要があります。

手続に当たっては、事前相談、申出書類の提出、調査票情報の受領、調査票情報利用中の実地検証、利用終了後の報告などを経る必要があります、また、時間を要することから、利便性が高いとは言えない状況であります。

統計情報の利活用における利便性の向上については、都道府県統計連絡協議会を通じて、従来から「統計データの有効活用の推進（オープンデータ化の取組の推進）」として、全国要望を行っております。

また、国においては、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日閣議決定）」において、「統計データのオープン化の推進・高度化」を重点的に講ずべき施策として位置付け、調査票情報の提供に関する利用要件の緩和等の制度面・運用面の見直しを行う方向であります。

県としては、こうした状況を踏まえ、統計情報の利活用における利便性の向上について、引き続き国に要望してまいります。

《要望事項》

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、引き続き現行制度を堅持すること。

《措置状況》【政策局・総務局】

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理など各種行政サービスを享受していることに着目して利用者に負担していただく税であり、また、ゴルフ場が所在する自治体の行政需要を賄う貴重な財源となっていることから、県としても堅持するよう、県内選出国会議員に対する働きかけや全国知事会等を通じて要望しております。

平成30年度税制改正において、制度が維持されることとなりました。

《要望事項》

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 企業の生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税は、町村の重要な財源であるため、軽減措置の今回限りの特例とすることを国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

償却資産に係る固定資産税は、行政サービスの対価として負担していただく税であり、その償却資産の所在する自治体の行政需要を賄う貴重な財源となっていることから、固定資産税の時限的な特例措置については、期限の到来をもって確実に終了するよう、全国知事会等を通じて要望しております。

《要望事項》

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい評価方法とするとともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保のために、税負担の公平性から非課税措置や特例措置の整理・縮減について、国へ要望すること。

《措置状況》【政策局】

家屋評価については、評価替えに伴い評点項目の整理合理化が図られてきましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっております。

したがって、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表のより一層の整理合理化や、取得価格方式、平米単価方式などの検討など、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に働きかけてまいります。

非課税措置等は、租税負担の軽減を通じて特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に働きかけてまいります。

〈要望事項〉

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地域手当の級地区分決定の際、人口5万人以下の市や町村においては、通勤者率（パーソントリップ数値）を用いて算出しているため、近隣の人口5万人以上の市と支給割合に大幅な差が生じている場合があることから、地域手当の指定基準を見直すとともに、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害することから廃止すること。

《措置状況》【政策局】

地域手当制度に関して、国家公務員については、平成26年人事院勧告の「給与制度の総合的見直し」の中において、

- ・ 地域間の給与配分を適正化するため、俸給表の水準を平均2%引き下げ
- ・ 一方、民間賃金の高い地域に支給する地域手当について、民間賃金の特に高い東京都特別区について20%とすることとし、これを上限として支給割合、支給地域等の所要の見直しを行う

こととされ、これを受けて、級地区分の1区分増、支給割合の見直し、「賃金構造基本統計調査」（平成15年～24年）のデータに基づいた支給地域の見直しが行われました。

地方公務員についても、国家公務員に準じた見直しが行われましたが、町村及び人口5万人未満の市については、従来どおり、中核的な市への通勤率（パーソントリップ）に基づき指定されることとされていますので、今後の国の動向を注視しつつ、機会を捉えて国に地域の実情を伝えてまいります。

また、特別交付税の減額措置に関して、地方交付税の算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で国に伝えてまいります。

〈要望事項〉

イ 平成19年の観光立国推進基本法制定により、地方公共団体は、観光立国の実現に關し施策の策定及び実施の責務が生じたため、国と共に様々な施策を講じて国内外からの観光客を受け入れている。このため、人口規模を超えた観光地特有の負担が少なからず生じていることを踏まえ、地方交付税の算定にあたっては、これらの観光需要について基準財政需要額に十分反映すること。

《措置状況》【政策局】

観光地における財政需要については、普通交付税の清掃費において、入湯税納税義務者数を算定の基礎数値として、ごみ処理に係る経費が密度補正により措置されており、また、特別交付税においても、観光立国にかかる経費が措置されているところです。

しかし、これら以外にも、観光地における特有の行政需要が生じており、また、今後も観光

客の増加に伴う需要の拡大が見込まれることから、観光地の需要への適切な財政措置の必要性を国に求めていくとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額確保を引き続き国に求めてまいります。

＜要望事項＞

ウ 地方消費税交付金は、税率引上げに伴い増額されているが、増額分については普通交付税算出時の基準財政収入額への算入率が100%であり、普通交付税交付団体においては、実質的な収入の増に繋がっていないので、増額分の算入率についても75%とするよう、国に要望すること。

《措置状況》【政策局】

引上げ分に係る地方消費税収は、全額社会保障施策に要する経費に充てるものとされていますが、その普通交付税上の取扱いについては、その性格や見直しに伴う影響等を勘案しながら必要に応じて要望してまいります。

＜要望事項＞

エ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずること。

《措置状況》【政策局】

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようするため、地方交付税総額を法定率の引き上げ等により確保するとともに、臨時財政対策債を本来の地方交付税に復元するよう、国に強く要望しております。また、今後も継続して働きかけてまいります。

＜要望事項＞

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるため、町村の独自性も視野に入れた補助対象事業へと拡大するとともに、幅広く使途可能となる補助金制度に改め、制度の充実を図ること。

《措置状況》【政策局】

市町村自治基盤強化総合補助金は、広域連携への財政的支援や地域の実情に応じた支援の重点化等を図るものであり、町村については下限事業費を市の半額として、その事業規模に配慮しております。

なお、山間半島地域特例事業や特定地域課題解決型事業など、地域の実情に応じた支援制度も設けておりますので、そうした制度の活用についても御検討いただければと考えております。今後も市町村の御意見を伺いながら、より良い制度となるよう検討してまいります。

＜要望事項＞

(6) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進と地方創生の推進に係る町村への財政支援の充実

神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、評価結果をもとに、さらに神奈川らしい地方創生にむけ、総合戦略プランに位置づけられた事業の内容を一層強化し、各地域県政総合センター等を窓口として町村と連携し事業を推進するとともに、「市町村自治基盤強化総合補助金」のなかに新設された「地方創生推進事業」については、町村の声を聞き、町村が柔軟に対応できる補助金制度の創設など必要な支援を行うこと。

《措置状況》【政策局】

県では、総合戦略を着実に推進するため、数値目標や重要業績評価指標（KPI）を活用して、PDCAサイクルを確実に回すことで実効性を担保するとともに、外部有識者で構成される「神奈川県地方創生推進会議」や議会の皆様からも御意見をいただきながら、検証を行っております。

平成28年度に創設した市町村自治基盤強化総合補助金の「地方創生推進事業」については、地方創生に資する事業を幅広く対象としておりますが、より有効に活用いただけるよう、町村等における事業費の下限基準額を平成29年度に引き下げたところです。

今後も市町村の御意見を伺いながら、より良い制度となるよう検討してまいります。

〈要望事項〉

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

政府の経済財政諮問会議等においては、地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであることから、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方歳出を削減することのないよう国へ働きかけること。

《措置状況》【政策局】

地方団体、とりわけ市町村の財政運営は、人口や地理的要因、法人所在の状況等により異なるため、地方交付税制度は、各年の交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することを目的とし、その使途については、地方団体の自主的な判断に任せて、国が使途を制限したり、条件をつけたりすることを禁止しているものと認識しております。

今後とも、地方財政計画の歳出の見積りに当たっては、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保するよう、引き続き国に働きかけてまいります。

2 防災・防犯対策の充実強化

〈要望事項〉

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 東海地震、神奈川西部地震、南関東地震など緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制を充実強化するとともに、神奈川西部地震、南関東地震については、東海地震と同様な地震対策大綱を策定し、具体的対策を着実に推進すること。また、水防対策については「水防災意識社会構築ビジョン」に基づくハード・ソフト両面からの対策を推進し、関係自治体と連携し、住民の生命、身体、財産を守る上で必要となる財政的支援を含めた災害対策を強化すること。

《措置状況》【安全防災局・県土整備局】

県では、国に対して、地震観測体制及び地震予知研究体制の充実強化を要望しております。

また、県温泉地学研究所では、県西部地域における地震・地殻変動の観測などの調査研究活動を行っており、引き続き地震観測体制の充実を図るとともに、国への要望を行ってまいります。

大規模な地震災害や、火山の噴火、ゲリラ豪雨による風水害等への対応については、県や市町村などが担う公助や、県民一人ひとりの自助・共助が重要です。

県は、地震災害対策推進条例や地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）、

さらに地震防災戦略に基づき、必要な施策を着実に推進してまいります。

また、水防対策については、県では、市町村等と共に「神奈川県大規模氾濫減災協議会」を平成29年5月に設置し、ハード、ソフトの両面から河川の減災対策の強化を図ることとしております。

この協議会において、大規模水害に対して「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」といった目標を共有し、各機関が概ね5年間で実施する対策をとりまとめた取組方針を平成30年1月に策定したところであり、この取組方針にもとづき、関係機関と連携・協力し、着実な対策の推進を図ってまいります。

＜要望事項＞

イ 「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」の趣旨や他県の状況等を踏まえ、自主防災組織等の設置する防災倉庫については、特例措置を講じる若しくは、神奈川県建築行政連絡協議会の定める「小規模」に当たる範囲設定を見直すこと。

《措置状況》【国土整備局】

建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより、国民の生命・財産等を保護することを目的としております。

そのため、建築物を建築する場合には、小規模なものであっても建築確認により関係規定への適合性を審査し、周囲に対する影響や、地震・火災等により発生する被害に対して、安全性等を担保する必要があります。

国土交通省では、平成27年2月に技術的助言を発出し、土地に自立して設置する小規模な倉庫のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについて、貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとしております。

県では、この技術的助言の趣旨を踏まえて、県内の特定行政庁等で構成する「神奈川県建築行政連絡協議会」において、小規模倉庫の具体的な取扱いを定めております。

県としては、この取扱いにより建築物と判断される小規模倉庫については、建築基準法の規定に則って、所要の安全性を確保する必要があると考えておりますが、防災倉庫について、改めて当該協議会を通じて議論するなどして、どのような対応が可能か検討してまいります。

＜要望事項＞

ウ 原子力災害が発生した場合、国が関係自治体、周辺自治体及び関係機関への連絡体制を整備し、迅速かつ的確に必要な情報を提供するよう、県としても国へ働きかけを行うこと。

《措置状況》【安全防災局】

県では、国主導による実効性ある原子力災害対策が実施されるよう、国に対して、十分な安全対策を講じるとともに、国主導の下に、実効性ある原子力災害対策のため、防災体制の整備を図るよう要望しております。

＜要望事項＞

エ 東海地震の強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対する国の財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について働きかけるとともに、県においても上積み助成の補助金を創設すること。

《措置状況》【政策局・国土整備局】

橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事については国の交付金等の制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけてまいります。

また、国道1号など、国が管理する国道における無電柱化の推進については、県内関係市町村や経済団体等と連携して国へ要望してきたところであり、今後も引き続き働きかけてまいります。

なお、県の上積み助成の補助金の創設については、厳しい財政状況により現状では困難がありますが、市町村道の整備とあわせて実施する際には、「市町村自治基盤強化総合補助金」が活用できる場合もございます。

＜要望事項＞

オ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう、国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけすること。

《措置状況》【県土整備局】

跨道橋の耐震補強事業については国の交付金等の制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけてまいります。

＜要望事項＞

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

ア 平成28年度から創設された県単独補助である「市町村地域防災力強化支援事業費補助金」について、防災倉庫など整備後の更新費用や防災備蓄資機材等を補助対象とするなど、補助対象事業の拡大及び補助率の拡充を図り、災害発生時に、住民の生命、身体、財産を第一線で守る町村にとって柔軟で継続性のある補助金制度を確立すること。

《措置状況》【安全防災局】

「市町村地域防災力強化事業費補助金」の補助対象は機能強化に関するものに限っており、現時点では補助対象、補助額・補助率の見直しは考えておりません。

＜要望事項＞

イ 自治体が発行するり災証明は、地震等の災害における補助制度である生活再建資金の手続きに必須となる証明であり、り災証明の発行にあたっては、担当職員が迅速かつ正確に被害状況を調査・評価することが重要であるが、現状では職員の知識・経験も乏しく被災家屋のランク付けも困難な状況である。

このため、自治体職員の被害状況の評価技術向上を図るため、引き続き研修会を開催されることを要望するとともに、統一的な準則の技術的助言作成について、国へ働きかけること。

《措置状況》【安全防災局】

県では、県内市町村の罹災証明事務担当者等に対し、内閣府の専門職員や、熊本地震の際に罹災証明発行のための被害認定調査に派遣された県職員等を講師として、住家の被害認定調査等に関する研修を行っております。

また、平成29年度に神奈川県土地家屋調査士会と「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」を締結し、災害時における家屋の被害認定調査等に関する協力関係を築いたところです。

なお、九都県市では、昨年に引き続き、被害認定調査・罹災証明書発行について、全国的な支援体制を構築すること等を国に要望しております。

＜要望事項＞

ウ 防災行政無線（同報系・移動系）は平成34年11月末をもって新規則の条件に適合しない無線機器は使用できなくなるため、防災行政無線デジタル化全般の財政的支援制度の早期創設を引き続き、国へ働きかけること。

《措置状況》【安全防災局】

県では、引き続き、国に対して、防災行政無線のデジタル化に対する財政的支援について要望してまいります。

防災行政無線は、災害情報伝達の重要な手段であり、県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」で引き続き支援してまいります。

＜要望事項＞

(3) 施設の耐震化の促進

今回の熊本地震を契機に見直された防災基本計画のなかでも、「災害に強い強靭な国づくりに向け、官民一体となった総合的な防災対策に取り組む」とし、その一環で避難所や施設の耐震対策を行い、安全性を確保することが求められていることから、施設の耐震対策に対する補助メニューの創設を国に働きかけること。

《措置状況》【政策局・安全防災局・県土整備局】

県では、地震防災戦略において、庁舎など、防災拠点となる公共施設等の耐震化を重点施策に位置付けております。

国においては、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等について、公共施設等適正管理推進事業債に「市町村役場機能緊急保全事業」を設けたところです。個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象となり、平成32年度までの時限措置となっております。

また、庁舎の整備等に当たり、市町村が公共施設等総合管理計画を策定し、施設長寿命化、老朽化対策として施設を改修する際には、県の「市町村自治基盤強化総合補助金」が活用できる場合もございます。

また、国の「社会资本整備総合交付金」の住宅・建築物安全ストック形成事業では、避難所等の耐震改修や建替えに関する事業を交付対象としております。

＜要望事項＞

(4) 公共施設における防犯対策の推進

道路、公園等の公共施設への防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう国へ働きかけること。

《措置状況》【安全防災局】

防犯灯については、市町村が、地域の状況に応じて整備を進めてきた経過もあり、財政支援措置にかかる国への働きかけは、慎重に検討すべき課題と認識しております。

防犯カメラについて、県は国に対して、防犯カメラ設置促進事業への国庫補助制度の創設について要望したところです。

さらに、県では、地域防犯力強化支援事業において、防犯カメラの設置促進及び地域防犯活動の活性化に資する取組を支援しておりますが、防犯カメラ設置のニーズが非常に高いことなどから、平成31年度までに800台設置する計画を、平成30年度までに前倒しして支援することとし、地域防犯力の強化に取り組んでおります。

＜要望事項＞

(5) 警察官の増員と交番の増設

住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、交番の増設を含め、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

《措置状況》【警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するためには、スクラップ・アンド・ビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

また、県警察では、更なる警察力の向上を図るべく、平成30年度に向け、国に対して増員要求を行っており、今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応してまいります。

＜要望事項＞

(6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

災害を未然に防止するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の建築物の自主的な移転や建替えの際に必要となる補助、融資、税制の特別措置を早急に検討するよう国に強く働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

土砂災害特別警戒区域内の支援措置として、市町村が補助金を交付する場合、既存不適格住宅の移転費用、又は土砂災害に対する構造耐力上の安全性を確保するための改修費用に対しては、国の既存の補助制度である「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用することができます。

また、移転勧告に基づき、所有者が住宅を移転・再建しようとする場合、住宅金融支援機構の既存の融資制度である「地すべり等関連住宅融資」を活用することもできます。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

＜要望事項＞

(1) 自然環境の保全

近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、現状を調査し計画的に事業を推進するとともに、整備財源を国に要望し、着実に森林の保全・再生を推進すること。

《措置状況》【環境農政局】

治山事業については、荒廃山地の復旧や山地の崩壊を予防するための治山工事等を、優先度の高いところから計画的に実施しております。また、平成29年度に県内で山腹崩壊等の災害が多発したことから、今後は、予防的な治山事業にも力を入れて取り組むとともに、予算の確保を国に要望してまいります。

森林整備事業については、水源環境保全税を活用し、水源の森林づくり事業をはじめとした森林の保全・再生の取組を着実に進めるとともに、造林補助事業については、引き続き予算の確保を国に要望し、森林整備を促進してまいります。

＜要望事項＞

(2) 森林に対する国民的支援の構築

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。

平成29年度税制改正大綱において、「森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、既存の県水源環境保全税との関係や、県民が利益を享受できる具体的な仕組みを、町村の意見を踏まえ、慎重に検討するとともに、町村への体制支援の強化や県の主体的な役割を明確化するなど、安易に町村へ負担を押し付けることがないような制度設計を、引き続き国へ働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

森林環境税（仮称）については、本県の水源環境保全税の事業との間に重複が生じないよう、使途を見直すことなどを要請してきました。

国では、本県の要請に沿った方向で、森林環境税（仮称）の具体化に向けた検討が進められていると認識しており、今後、両税の目的や使途の違いなどをしっかりと整理した上で、県民や議会に丁寧に説明し、本県の水源環境保全・再生の取組を引き続き推進してまいりたいと考えております。

＜要望事項＞

(3) 新エネルギーの導入促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を図るとともに、初期投資への助成等の支援を行うことで、政府が目標とする再生エネルギーの電源比率22～24%が達成出来るよう国へ要望すること。

また、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の広範な普及を図るため、設置者負担額の軽減のための財政支援の充実強化を図ること。

《措置状況》【産業労働局】

再生可能エネルギーの導入加速に向け、手続きの簡素化を含めた規制改革の推進や、再生可能エネルギー導入に対する助成等については、本県も会員である「自然エネルギー協議会」が国に要望いたしました。

また、住宅の高断熱化とエネファームなどの高効率設備等により、年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロとする、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を導入する経費に対して補助を行っております。

また、平成30年度から、ZEH化が困難な既存住宅の省エネ改修に対しても補助を行うなど引き続き必要な支援を行うとともに、必要に応じて、国への提案要望を行ってまいります。

＜要望事項＞

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

年々増加傾向にある有害鳥獣の被害実態を把握するとともに、各地域の実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センター単位で町村と連携し、実効性のある対策を講ずること。

《措置状況》【環境農政局】

有害鳥獣対策の強化充実については、平成29年4月に設置した「かながわ鳥獣被害対策支援センター」が、市町村と連携して、鳥獣の被害や生息状況等を把握するとともに、各地域の特

性などに応じた効果的な対策を提案し、その実施に向けた取組を支援してまいります。

＜要望事項＞

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

循環型社会形成推進交付金について、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保と廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象を国へ引き続き提案し、その実現を図ること。

《措置状況》【環境農政局】

循環型社会形成推進交付金については、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額を確保すること、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備について全て交付対象とすることなどを国に提案しており、引き続きその実現に向けた働きかけを行ってまいります。

＜要望事項＞

(6) 墓地等の経営の許可等に関する条例等の改正

神奈川県墓地等の経営許可に関する条例及び施行規則の墓地等の設置場所の基準において、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂には、埋葬を行う墓地（土葬）と異なり、墓地と住宅地等との距離規定がなく、現に住宅に近接する場所に設置が認可されている。

今後、隣接する市町村の境に設置されることなども十分想定されるため、広域的見地からの規定が必要であることから、各市町村の条例等に委ねることなく、他県の条例に距離規定があるように県条例及び施行規則を改正し、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂について住宅地との距離規定を設けること。

《措置状況》【保健福祉局】

焼骨を埋蔵する墓地と住宅との距離規制は、昭和51年に施行した墓地、埋葬等に関する法律施行細則において100mとしておりましたが、その後、平成8年の改正で50mに改め、さらに平成15年4月施行の神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例において、焼骨の埋蔵に限った取扱いに変化し、地下水の汚染など衛生上の支障がなくなってきたこと等により、距離規制を撤廃しております。

また、条例を制定している県内の市においては、焼骨を埋蔵する墓地と住宅との距離規制を設けているところと設けていないところがあり、これまでの本県の規制緩和等の経緯を踏まえ、県条例で一律に全ての町村域に距離規定を設け規制を行うことは適当ではないと考えております。

墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可事務については、県では事務処理の特例に関する条例により、町村への権限移譲が可能な事務としておりますので、各町村が墓地の需要や地域の宗教的慣習、都市計画との調整等を考慮した上で、地域の実情に合った形の規制を行うことが望ましいと考えております。

＜要望事項＞

(7) 林地台帳整備に係る支援

森林法の一部を改正する法律に伴い林地台帳制度が創設され、市町村が林地台帳を整備し、平成31年4月1日から本格運用することとされている。

林地台帳整備にあたっては、県が作成する森林簿との整合性を図る必要があるなど、人員の少ない町村にとって非常に負担が大きいことから、人的、財政的及び技術的支援が不可欠である。

については、林地台帳整備に関し町村が円滑に業務を行うことができるよう、各種の支援策

を講じること。

《措置状況》【環境農政局】

林地台帳の整備については、その経費に対する国庫補助事業やアドバイザーの雇用も対象とした地方財政措置があることから、人的・財政的な支援は考えていませんが、これまでも、法務局から提供を受けた登記簿データを、林地台帳で利用できるよう形式を変換した上で市町村へ提供するなどの支援を行っているところであり、引き続き各市町村の実情に応じて、きめ細かく支援してまいります。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

〈要望事項〉

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の医師確保を図っております。

医師不足や医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師の数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることなどを国に要望するとともに、新専門医制度については、運用に当たっての役割分担を明確にすること。

小児救急医療をはじめとする救急医療の充実に向けては、患者の症状に応じた適切な医療が受けられるよう救急医療体制の整備を進めるため、今後も効率的で切れ目のない総合的な医療体制の整備に努めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用し事業が実施できるよう、機会を捉え国に働きかけてまいります。

〈要望事項〉

イ 町村が実施する各種がん検診は、がん検診総合支援事業に一本化され、補助率が大幅に削減されたが、受診率の向上につなげるためにも、全額国庫補助とするなど恒常的な制度化を国へ強く働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

市町村が実施するがん検診について、受診率向上に向け、財政措置の拡充を講じることを、国に継続して要望しております。

また、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業については、全額国庫負担とした上で、継続して実施すること、制度改正を行う際には、自治体における準備期間を考慮し、内容を設定することを国に要望しております。

＜要望事項＞

ウ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置することを要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では「平成29年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、平成26年4月に施行された「風しんに関する特定感染症予防指針」の目標達成に向け、国としても対策を一層強化するとともに、地方自治体が取り組む風しん対策に対し、財政措置を講じるよう要望を行うとともに、WHOが推奨するワクチンのうち、定期予防接種化されていないワクチンについて、専門部会における接種の安全性に係る検討を進め、早急に定期予防接種化を図るよう要望を行いました。

予防接種後に発生した健康被害の救済の手続きについては、国において、順次、審査が行われておりますので、今後も国の動向を注視し、必要に応じて国に働きかけてまいります。

＜要望事項＞

(2) 医療費をはじめとする助成制度の充実

ア 小児医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策であるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携したなかで県主導で進めること。

《措置状況》【県民局】

小児医療費助成制度については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。

今後の方向性や、見直しに当たりましては、対象者も多く県民への影響が大きいため、慎重に検討してまいります。

また、県としては、小児医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っており、今後も、引き続き、国の制度として小児医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度を創設するよう、国に働きかけてまいります。

＜要望事項＞

イ ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、実施主体である町村ごとの格差が縮小するよう県の主導により改善すること。また、「重度障害児者医療費助成制度」の創設など、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけること。

《措置状況》【県民局・保健福祉局】

県としては、「小児医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度」については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っております。今後も引き続き、国の制度として「小児医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度」を創設するよう、国に働きかけてまいります。

「重度障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度」の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度に全市町村からの要望に基づき、「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、検討を重ねてきた経緯があります。

その検討結果が平成19年3月に検討会報告書として県に提出され、その後、各市町村長や医師会等の関係団体との意見交換を実施し、平成19年9月に県としての方針決定を行い、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

「重度障害者医療費助成制度」の見直しは、市町村との議論をもとに行なったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていましたので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願ひいたします。

今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、まずは市町村との検討の場を設け、制度の様々な課題について引き続き協議してまいります。

なお、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであります、今後も引き続き要望してまいります。

＜要望事項＞

ウ 町村では、小児医療費助成や障害者医療費助成など、単独で補助を行なっているが、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう国に働きかけること。

《措置状況》【県民局・保健福祉局】

国による福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等への削減措置は、国が本来果たすべきセーフティーネットを担っている地方自治体の取組を阻害するものであり、国保財政に多大な負担を強いるものです。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて、未就学児までの医療費助成については、同年12月、平成30年度から減額措置を行わないこととされたところですが、県としても、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等への削減措置の全面廃止について国へ働きかけを行なっています。

＜要望事項＞

エ 不育症・不妊症等の特定治療助成事業について、保険適用の早期実現並びに助成制度の創設について、国へ働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では、高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の一部を補助しており、また、不妊・不育専門相談センターにおいて相談支援を行なっています。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望してまいります。

また、不育症については、妊娠はするけれども、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされております。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されておりますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少なく、治療方法などの研究が十分には確立されておりません。

こうしたことから、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案してまいります。

＜要望事項＞

オ 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

県の方針では、市町村が主体性を持って行う事業に対する補助についての補助率は、原則として3分の1以内としておりますが、「重度障害者医療費助成制度」については、補助率を、政令市・中核市は3分の1、その他の市町村は2分の1としております。今後も、制度のあり方については、引き続き市町村と協議してまいります。

また、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであります、今後も引き続き要望してまいります。

＜要望事項＞

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 平成30年度の新制度移行に伴い保険料税水準に激変が生じないよう、国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとすること。激変が生じる場合には、経過措置を十分設けるとともに、経過措置に必要な財源については、都道府県設置の財政安定化基金の交付事業財源として確実に確保すること。

また、法定外繰入れやその背景にある保険料税水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

《措置状況》【保健福祉局】

本県では、市町村との協議により国保事業費納付金を算定する際には、医療費水準、年齢構成及び所得水準などを反映することとなり、これにより地域の実情を踏まえた配分が行われるものと考えております。

また、激変が生じる場合は、一定の期間を設けて国交付金等を活用し緩和措置を講ずることになっております。

なお、制度改正を円滑に実施するために積み立てられた特例基金については、保険料水準に激変が生じないよう、交付額を段階的に遞減することとしたところです。

県では、国保制度改革の実現に支障を来たすことがないよう、財政支援拡充を確実に実施すること、また、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくため、今後実施される財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がなされるよう、国に要望しております。

＜要望事項＞

イ 広域化の目的でもある保険料の統一化（同一所得同一保険料）に向け、保険者ごとの実態を踏まえた中で検討を行うとともに中長期的スケジュールを示すこと。

《措置状況》【保健福祉局】

今般の国保制度改革において目的とする「保険料の平準化」とは、「医療費水準を踏まえた保険料負担の標準化」と受け止めており、同一の医療費水準であれば、同一所得同一保険料となることを目指すものと理解しております。

具体的な仕組みとしては、各市町村の医療費水準と所得水準に基づき算定された国保事業費納付金に基づく標準保険料率がそれにあたると考えられますが、被保険者の保険料負担等に着

目した法定外繰入金等が行われている中で標準保険料率とすることは、保険料負担の激変を生じることになり、直ちに実施することは困難であります。

なお、保険料率を統一水準とすることについては、医療費水準が全県で等しくなる医療提供体制の見直しと、法定外繰入の解消に結びつく国による財政基盤強化策のさらなる拡充が必要と考えており、こうした環境が整った段階で検討されるものと考えております。

＜要望事項＞

(4) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 平成27年4月から新制度が本格スタートしたが、1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分（国1/2、県・町各1/4）の他に、公定価格の27.5%にあたる地方単独費用部分（県・町各1/2）が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけをすること。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

《措置状況》【県民局】

給付費については、本来、新制度における幼児期の教育・保育の充実のために支払われる個人給付であるため、認定区分にかかわらず、国は原則どおり他の給付費と同じく2分の1を負担すべきであると考えます。このため、県としては、1号認定の子どものみに経過措置として設定されている「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、国に機会を捉えて要望を行っております。

地域子ども・子育て支援交付金については、引き続き県負担分（3分の1）を補助してまいります。

＜要望事項＞

イ 「子ども・子育て支援新制度」では、公立幼稚園の広域利用の場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額であり、その際、当該幼稚園設置町村が定める当該施設利用に係る公定価格と利用者負担額との差額は、保護者居住地の町村が負担することになっていることから、公定価格と利用者負担額の差額が保護者居住地の町村の新たな財政負担となっているため、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけすること。

また、財政負担の調整は、当該市町村間で行うこととされているが、負担について一定のルールが示されることが必要であり、このルール策定について国へ働きかけすること。

《措置状況》【政策局・県民局】

地方交付税の算定における基礎数値は、国勢調査をはじめとする国の指定統計調査や関係官庁の調査等を用いることとされています。

公立幼稚園等については、学校基本調査規則によって調査した園児数等を基礎数値として算定されますが、広域利用者数については、公表数値が存在しないことから、交付税の算定に反映させることは困難であります。

また、幼稚園設置市町村が定める当該施設利用に係る公定価格と利用者負担額の差額部分の負担について一定のルールを設けた場合、地域の実情にそぐわないケースが生じることも考えられることから、一定のルールを設けることも困難であります。

公立幼稚園等の広域利用に伴う個別の財政負担の調整は、当該市町村間で行うようお願いいたします。

＜要望事項＞

(5) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の創設

ア 平成28年度に事業終了期限を迎える「保育緊急対策事業費補助」に代わる制度は、平成29年度以降に、速やかに検討を進め、町村に情報提供すること。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人事費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

《措置状況》【政策局・県民局】

「保育緊急対策事業費補助金」のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」及び「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」については、平成27・28年度の2年間の集中的な取組として実施しておりましたが、依然として県所管域において低年齢児の待機児童が多いこと、また、地域型保育事業者の連携施設の設定が進んでいない状況であることから、補助スキームを見直した上で平成29年度以降も引き続き実施しております。

また、「民間保育所健康管理体制強化事業」及び「要保護児童保育所受入促進事業」については、従来と同じ補助内容で平成29年度以降も引き続き実施しております。

なお、公共施設について、市町村が公共施設等総合管理計画を策定し、施設長寿命化、老朽化対策として施設を改修する際には、「市町村自治基盤強化総合補助金」が活用できる場合もございます。

＜要望事項＞

イ 放課後子ども教室推進事業については、「放課後子ども総合プラン」の一環として、より一層の充実が求められている一方で、県の補助規定に制約が多く、補助金額は実支出額を大きく下回るものとなっている。今後の安定的かつ、一層の事業充実のため、補助要件の拡充を図ること。

《措置状況》【教育局】

「放課後子ども教室推進事業」については、県の子ども・子育て支援計画である「かながわ子どもみらいプラン」の中でも重点施策に位置付け、実施を推進しているところであります。県の補助金積算調整基準の見直しを検討しつつ引き続き予算確保に努めてまいります。

国においても必要な経費の地方財政措置を講じ、県の財政状況にかかわらず市町村が継続的に事業を実施できるよう、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」を通じて、引き続き国に対して要望をしてまいります。

＜要望事項＞

(6) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

については、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国への働きかけすること。

《措置状況》【県民局】

県では、平成27年度から各児童相談所の児童福祉司を増員し、「要保護児童対策地域協議会」の支援等を担う支援担当福祉司を新たに配置いたしました。この支援担当福祉司を中心に市町村への支援の充実に努めてまいります。

また、平成29年度においても引き続き、「市町村の要保護児童対策地域協議会等への支援」

として、市町村における相談窓口の整備や要保護児童対策のためのネットワークの充実、人材養成・確保が図られるよう、適切な財源措置を行うことについて国に要望しております。

今般、児童福祉法が改正され、市町村における支援拠点の整備や要保護児童対策調整機関への専門職の配置など、新たな取組みが進められることになっており、今後はそれらの動向を注視してまいります。

＜要望事項＞

(7) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。

保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないよう、引き続き国へ働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

介護給付費財政調整交付金については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足額が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという問題があることについて、これを制度上別枠措置するよう国へ要望しております。

＜要望事項＞

イ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的に公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

低所得者に対する軽減措置について、平成26年の介護保険法改正により、公費負担による保険料の軽減が制度化されるなど、一定の措置がされたところですが、その内容は十分ではないことから、財源措置も含め中長期的な視点に立った見直しについて、国に要望しております。

＜要望事項＞

ウ 介護保険制度の見直し及び介護報酬の改定等に当たっては、被保険者であり、利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間を確保できるよう、適切なスケジュールの設定及び速やかな情報提供を行うよう国へ働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

平成30年度に予定されている介護保険制度の改正に当たっては、地方自治体が確実に対応できるよう、報酬改定等に係る情報を早期に提供することを国に要望しております。

5 産業の振興及び観光施策の推進

＜要望事項＞

(1) 都市農業の経営安定化のための補助制度の創設

農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が検討されているが、現段階は制度の仕組みを検討しているに留まっており、本県の農業者にとって経営の安定化につながるものか明確でないため、早期に制度の仕組みについての情報を提供するよう国へ要望すること。

《措置状況》【環境農政局】

国は、平成31年1月から「収入保険制度」を開始することとし、すでにホームページ等で制度の仕組み等を公表しているほか、農業者向けの説明会を開催しております。県としても、制度の情報等を逐次周知するとともに、不明な点などがあれば、必要に応じて国に情報を提供するよう求めてまいります。

＜要望事項＞

(2) 県内の観光の推進

県で策定された「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクトの柱の一つである「人を引きつける魅力ある地域づくり」また改定された「かながわ農業活性化指針」の施策の方向「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」でも、各町村の農産物のブランド力の強化と6次産業化の推進が位置づけられており、各町村の実態を捉え、観光事業と「農業」・「漁業」といった第一次産業を結びつけたなかでの相乗効果によって、更なる活性化が図れるような新たな支援制度を確立すること。

また、併せて県管理地である観光地の施設整備について積極的な整備をすること。

《措置状況》【環境農政局・産業労働局】

観光事業の推進については、地域ぐるみの観光農業の取組が見込まれるモデル地区に対して、「農産物観光資源化促進事業」で研修会等に講師を派遣するなど、引き続き支援してまいります。

新たな支援制度については、地域の要望や国の支援制度の活用状況等を踏まえて検討してまいります。

また、県管理地である観光地の施設整備については、御相談に応じて関係部局で調整し、検討してまいります。

＜要望事項＞

(3) 国家戦略特別区域による規制緩和

東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国家戦略特別区域及び区域方針における「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】」について、国は民泊の推進を図っているが、規制緩和による旅館・ホテル等への影響もさることながら、住民の安全確保の問題、良好な住環境保全の問題なども懸念されるため、今後とも町村及び地域の声に十分配慮されることを国に働きかけること。

《措置状況》【政策局・保健福祉局・産業労働局】

国家戦略特別区域法による旅館業法の適用除外の制度導入については、市町村の意向を踏まえ判断することとしております。

平成30年6月15日に施行される住宅宿泊事業法の制定や旅館業法の改正により、民泊に係る法整備がされましたので、これらの制度について、市町村と情報共有を行い適正な民泊の推進を図るとともに、違法施設に対しては厳格に対処してまいります。また、住民の安全確保や住環境保全に支障が生じる場合等には、必要に応じて国に働きかけてまいります。

＜要望事項＞

(4) ICカードの広域利用による観光振興

セキュリティーが高いといわれるICカードは、今やキャッシュカードや身分証明書、なかでも乗車券はICカード（スイカ）が幅広く活用されている。

しかし、JR御殿場線では、鉄道乗車時に多く使用されているICカードが御殿場・国府

津駅間で利用できず、観光客だけでなく日常生活で利用する方にとっても、不便を強いられている。

富士山の世界遺産登録や東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、観光振興を図る観点から、また、生活関連利用者の利便性の向上を図るために、静岡・山梨・神奈川三県サミットにおいて合意がされたIC乗車券の広域的利用に係わる環境整備に向け、県を跨る広域的な取組みとして、県が主体的に鉄道事業者や国に対し働きかけを行うよう引き続き要望すること。

《措置状況》【県土整備局】

JR御殿場線ICカード導入について、県ではこれまで、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」等を通じて、国やJR東海に対して働きかけてまいりました。

その成果もあって、平成29年7月に、JR東海から、御殿場線の下曽我から足柄間について、平成31年春からTOICAの利用サービスが開始されることが発表されました。

しかしながら、TOICAエリアとSucca首都圏エリアをまたがる利用は出来ないことから、交通系ICカードを広域的に利用できる環境が整備されるよう、引き続き「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」等を通じて、国やJR東海に働きかけてまいります。

＜要望事項＞

(5) かながわブランドの振興に係る支援の充実

平成29年1月現在で、58品目92登録にわたるかながわブランド、なかでもお茶は、中山間地をはじめとする地域の農業を支える重要な品目である。丹沢箱根山麓一帯の地域で生産される茶は、「足柄茶」としてかながわブランドの認定を受けているが、茶の消費量は全国的に減少傾向にあり、生産者の高齢化などと相まって、茶栽培面積は減少している。

については、かながわブランドである「足柄茶」の振興を図るため、国の補助事業の要件の緩和や拡充・強化を国に働きかけること。また、今後さらに国内市場の減少が見込まれることから、国外も含めた茶の販路拡大の支援を行うこと。

《措置状況》【環境農政局】

国の補助事業の要件緩和等については、生産者団体の実情や要望等を踏まえながら、必要に応じて、国に働きかけてまいります。

「足柄茶」の販路拡大については、引き続き生産者団体と連携しながら、かながわブランドサポート店を対象とした一層の販路拡大や試飲イベントの開催等に取り組んでまいります。また、海外への販路拡大については、国がオールジャパンでの輸出促進体制を構築しておりますので、必要な情報等を収集・提供してまいります。

6 都市基盤等の整備促進

＜要望事項＞

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共施設の整備改善及び良好な宅地の利用の増進を図るために行われる区画整理事業について、組合施行の区画整理事業と同様に、公共団体施行の事業についても、補助対象となるような新たな補助制度の創設をすること。

《措置状況》【県土整備局】

公共団体施行の土地区画整理事業について、国は、原則幅員12m以上の都市計画道路の整備費用の一部を補助する制度を設けており、国庫補助を除く地方公共団体負担分は、その都市計画道路の管理者が負担するという基本的な考えに基づき、整備する都市計画道路が県道である

場合には、県が負担しております。

県財政健全化に向けた取組を進めている中、公共団体施行の土地区画整理事業について、県道以外の都市計画道路まで県負担を拡大することは、極めて困難な状況にありますが、計画的な事業推進が図られるよう、国に対して、引き続き事業実施のための調査や都市計画道路の整備等に対する適切な財源措置を講じるよう要望してまいります。

＜要望事項＞

(2) 国定公園区域等における開発行為の規制緩和

国定公園または県立自然公園区域に指定された場合は、一定の都市計画制限を受けたなかで、開発行為等が行われるが、町村で大きな課題となっている移住・定住促進にあたっては、仕事の場が居住場所と近接するという『職住近接』ニーズが高いため、県条例の基準の弾力的な運営を行い緩和措置を講ずること。

《措置状況》【環境農政局】

移住や定住の促進を目的に建物の新築等を行う場合であっても、自然公園内であれば、自然環境や風致景観との調和を図る必要がありますので、県立自然公園条例に基づく特例の適用について、具体的な計画の内容に応じて、個別に調整してまいります。

＜要望事項＞

(3) 社会資本整備総合交付金の充実

地方公共団体にとって創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であるが、交付率に対する配分額が近年、満額交付されていない状況が顕著にみられ、事業執行に支障をきたすため、必要な事業総額を確保するとともに、配分額を引き続き安定的かつ継続的に確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とするとともに、平成30年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施するよう、町村に対して早期にその考え方を示すよう、国へ働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

「社会資本整備総合交付金」については、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に働きかけているところです。

今後も様々な機会を捉えて、引き続き国に強く働きかけてまいります。

＜要望事項＞

(4) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交通路や緊急輸送路として指定される路線も多いことから、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、均衡ある道路網の整備を推進するため、町村部の県道整備枠を設け、地域の実情をしっかりと把握し、町村が安全・安心な道路整備が行えるよう国に予算を確保することを働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

町村部における県道の整備については、「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けております。

県としては、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しながら、町村部における道路整備についても計画的かつ着実に推進してまいります。

＜要望事項＞

(5) 生活交通の確保対策の充実

生活道路の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退が懸念されるため、住民の生活の足を確保するよう、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけすること。

《措置状況》【県土整備局】

国は、「地域公共交通確保維持改善事業」により生活交通確保に係る取組の支援を行っていますが、きめ細やかな地域公共交通の確保の取組を推進できるよう、確実な予算の確保について、今後、国に働きかけてまいります。

＜要望事項＞

イ 県は、国の補助制度同様、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とし、引き続き国と協調して補助をすること。

《措置状況》【県土整備局】

県では、「生活交通確保対策地域協議会」の協議結果により、広域性と確保維持の必要性が認められる既存バス路線を、「地域公共交通確保維持費補助金」の対象としており、国と協調して当該路線の確保・維持を支援しているところです。

なお、一定の広域性を有するバス路線への支援をすることから、補助要件については、継続します。

＜要望事項＞

ウ 国の補助制度の適用は、神奈川県都市マスタープランの広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続するものが対象となるが、地方創生、高齢化や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助対象の条件緩和（拡大）をするよう、国に働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

国は、「地域公共交通確保維持改善事業」により地域公共交通に係る取組の支援を行っていますが、国の補助を受けているものは、一部にとどまっています。

そこで県は、地域の実情に応じて、きめ細やかな地域公共交通の確保の取組を推進できるよう、補助要件の緩和などの支援の拡大を、引き続き国に働きかけてまいります。

＜要望事項＞

(6) 河川区域内における環境保全対策の充実

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等については、定期的に実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施している。

自治会委託制度の実態もあるとは思われるが、自治会の高齢化等を考えると、不十分な個所も見受けられることから、河川管理者によるさらなる草木の除草並びに伐採をすること。

《措置状況》【県土整備局】

除草や樹木伐採については、治水上や河川環境の保全上の観点のほか、河川利用や防火・防犯の観点からも実施しており、厳しい財政状況ではありますが、自治会委託制度も活用しながら、今後も引き続き実施するよう努めてまいります。

＜要望事項＞

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況である。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するためにも、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国に要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

《措置状況》【保健福祉局】

地震対策も兼ねた水道施設及び管路の更新などの維持管理については、国の「生活基盤施設耐震化等交付金」を活用した補助制度があります。

県としては、全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じられるよう国に資本単価、家庭用水道料金の要件の撤廃と国庫補助等に係る必要な財源の確保を提案しております。

なお、県による維持管理に係る補助制度の創設については、厳しい財政状況からも困難であります。

＜要望事項＞

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

《措置状況》【政策局】

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案した上で措置されているものであります、地方交付税の算定方法については、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えてまいります。

しかしながら、臨時財政対策債をはじめとした公債費の増加などにより、県内市町村も厳しい財政状況にありますので、公債費負担の軽減については、引き続き国に対して要望してまいります。

なお、県独自の公債費負担の軽減策として、過去に県内市町村が、公共施設等整備のために民間金融機関等から借入した資金を、低利の市町村振興資金貸付金へ借換えできることとし、平成27年度から実施しております。

＜要望事項＞

(8) 公共施設の計画的更新の促進について

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく公共施設を計画的に更新し統合用施設として整備する際の事業費について、新たな国庫補助メニューの創設を国へ積極的に働きかけ、適正な施設の統廃合が円滑に進められようすること。-

《措置状況》【政策局】

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編等については、公共施設等適正管理推進事業債の地方債制度において優遇措置が設けられています。

また、国庫補助ではありませんが、「市町村自治基盤強化総合補助金」において、公共施設等総合管理計画等に基づく施設統廃合事業や、同じく公共施設等総合管理計画等に基づく施設長寿命化・老朽化対策事業を設けております。

県としては、これらの制度の周知に努めるとともに、公共施設等の適正な管理に当たっての効果的な財政支援の拡充について、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

7 教育施策の推進

＜要望事項＞

(1) 教育指導体制の強化

ア いじめや不登校など学校が抱える課題は増加とともに、複雑化を増し、その解消を図るとともに、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、その実態を把握し弾力的な運用を図るよう国に働きかけをすること。

《措置状況》【教育局】

教職員定数については、標準法に基づいて算定しております。同法の附則第2項では、政府は学級規模及び教職員の配置の適正化に関して検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとされております。

県としても国の動向を注視するとともに、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に要望してまいります。

＜要望事項＞

イ 学校へのスクールカウンセラーの配置については、不登校など校内・学内での種々の問題行動などに、専門的な知識をもって相談業務に対応され、学校教育において成果をあげている現状を認識し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの更なる派遣日数の拡大と増員などの見直しをすること。

《措置状況》【教育局】

「スクールカウンセラー等配置活用事業」については、政令市を除く全ての中学校にカウンセラーを配置しておりますが、国庫補助が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことや県の厳しい財政状況の下では、現行制度の中で新たに増員や勤務日の増加を図ることは、困難であります。

また、問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを平成21年度から配置しておりますが、平成30年度は、配置人数を6人増加し、42人とする措置を講ずることとしており、学校と関係機関との連携による対応に努めております。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県及び「全国都道府県教育長議会・全国都道府県教育委員協議会」において国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

＜要望事項＞

ウ 学校図書館の充実については、各学校には県費職員の司書教諭が在籍しているが、専任でなくクラス担任や教科を受け持つており、図書館業務に専念できない。また、学校司書は町村でも配置しているが非常勤職員であり、学校図書館の運営について計画的、継続的

に関わっていく一定の資質を備えた職員を確保することが課題であるため、国が「学校図書館ガイドライン」と同時に出した通知のとおり、司書教諭は図書館業務に専念できる教職員の配置とすること。

《措置状況》【教育局】

司書教諭については、学校図書館法が改正され、平成15年度から12学級以上の学校に配置することになりました。

しかしながら、専任の司書教諭については、標準法に規定されておらず、新たに県単独の措置を必要とすることから、県の厳しい財政状況の下では困難です。

なお、平成24年度から、学校司書の配置のために、国から市町村への地方財政措置が講じられており、平成29年度からその規模が拡充されております。

〈要望事項〉

エ 神奈川県でも外国籍住民が増加傾向にある中、日本語が理解できないまま転入し、学校生活に入る外国籍児童・生徒にあっては、日常会話はもとより、授業における理解が困難な状況にある。

そして、その言語も多岐に渡るほか、生活習慣や環境の変化、制度の違いなどに対応できない児童・生徒が多い状況にある。

県においても、外国籍児童・生徒への指導・支援に係る手引きを作成しているところであるが、こうした状況に教職員のみで対応することは難しくなっていることから、各言語の通訳をはじめ、生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度を構築すること。

《措置状況》【教育局】

外国籍児童・生徒の支援にかかる人的支援については、標準法に基づき、日本語指導のための国際教室担当教員を対象となる学校へ配置しており、担当教員等による連絡協議会を毎年度開催し、学校間での情報交換の場を提供するとともに、効果的な支援についての研修に努めています。通訳をはじめ生活支援などのコーディネーター等専門人材については、県の厳しい財政状況の下では、県独自で配置することは困難です。

また、国際教育にかかわる指導・支援の一助になるよう「外国につながりのある児童生徒への指導・支援の手引き」を作成し、県のホームページにも掲載をして、学校がいつでも活用できるようにしております。平成30年度には、改訂版の作成にも着手する予定であります。

さらに、国による支援事業として、市町村が実施する外国につながる児童・生徒への支援事業に対し、平成30年度も、引き続き、所要の措置を講ずることといたしました。

また、外国につながる児童・生徒、保護者に対しては、様々な立場からの支援が必要であるため、県内のNPO団体等の外部団体とも連携を深め、互いに情報提供するなど、学校での支援に生かしております。

〈要望事項〉

(2) 少人数学級編制の実現

学級編制基準の見直しにより、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の問題等により、更なる引き下げを国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

少人数学級については、平成23年度から小学校第1学年を35人以下学級とする教職員定数改定が実施され、平成24年度からは小学校第2学年の35人以下学級について、現に36人以上となっている学級を解消するための国の加配措置により実施されております。

国の少人数学級編制事業の拡大については、基礎定数化のための法改正により、早期に35人

以下学級を拡大するよう、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」を通じて、毎年、国に要望しております。

県教育委員会としては、地方が弾力的に教職員定数を決定できるよう、引き続き国に要望してまいります。

＜要望事項＞

(3) 私立幼稚園就園奨励補助の充実

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園児の保護者の経済的負担軽減に有効であるが、補助金規定の「事業費の3分の1以内」の国庫補助について満額補助が受けられず、町村で補てんする実情が続いている。新制度施行後も、施設型給付への移行が進まない状況のなかで、私立幼稚園就園奨励費補助のより一層の充実を図るよう国へ働きかけること。

《措置状況》【教育局】

「幼稚園就園奨励費補助事業」に係る超過負担の解消については、平成26年7月25日付け総財調第13号により総務省自治財政局長から「文部科学省へ、所要の国費を確保し、超過負担の完全解消に格段の努力を図る」よう強く要請した旨、通知がありました。

国では、保護者負担の軽減を図るため、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進しており、その動きを注視してまいります。

なお、補助制度の充実については、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」において国に要望しております。

＜要望事項＞

(4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

教育基本法の改正により、推進を目指す「キャリア教育」を現場で担う町村としては、県が策定を進める「かながわ教育大綱」で検討されている「地域の協力」「地域の絆」を強化するうえでは、自治体が特別に実施する「キャリア教育事業」が重要と考えるため、県のキャリア教育のための研修等は引き続き行うとともに、十分な補助制度の確立と支援を町村に対して行うこと。

《措置状況》【教育局】

県内のキャリア教育推進のため、独立行政法人教職員支援機構主催のキャリア教育指導者養成研修に毎年、県域の小学校、中学校、高等学校の教職員を派遣しております。

また、毎年政令市を含めた4市4教育事務所のキャリア教育担当指導主事によるキャリア教育担当者会議を開催し、各地区での取組や国の動向、今後の課題等について協議しております。

さらに、毎年9月には、キャリア教育研修講座を総合教育センターで県域の指導主事や教員を対象とした研修を行い、キャリア教育についての教科指導力の向上を図っております。

加えて、県内の中学生向けに「わたくしたちの生活と進路」という補助教材を発行し、さらに、毎年新たなワークシートや実践例を教員向けに紹介し、自分たちの進路について考える取組を推進しております。

補助制度の確立については、困難ですが、これまでの取組を引き続き実施するとともに、国の動向や先進的な実践校を広く周知するなど、市町村のキャリア教育の支援ができるよう努めてまいります。

＜要望事項＞

(5) 「学校施設環境改善交付金」の交付条件の緩和

障害のある児童生徒の対応に必要な施設整備にあたって有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があること、

また、「支援教育補助員」等の人的配置にかかる人件費などは自治体の単独負担となり、結果的に町村の財政を圧迫している実態から、人的配置に対する財政的補助の実施と施設整備に対する国の「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を強く国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

「学校施設環境改善交付金」については、国による公立学校施設整備費に係る財源確保がなされ、各設置者の施設整備計画に対し、すべての事業が当初予算にて採択されること及び交付条件の緩和がされるよう、県として国に個別に要望するとともに、「全国公立学校施設整備期成会や全国施設主管課長協議会」などを通じて要望を行っております。

今後も、設置者の計画するすべての計画の年度当初での採択や、交付条件の緩和等について国へ積極的に働きかけてまいります。

また、市町村費による「支援教育補助員」等の配置は、障がいのある児童・生徒の学びの充実に向けて非常に重要なことは承知しておりますが、県による財政支援は困難であることから、国による財政的補助の実施について働きかけを検討してまいります。

＜要望事項＞

(6) 外国語教育の推進

平成23年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の充実、さらに、2020年度から新指導要領が実施されると、小学校3年生から英語教育が始まることになるため、専科教員の配置をはじめ学校現場への早期支援を充実させることを国へ働きかけること。

また県においては、29年度から計画されている小学校教員への中学校英語教員免許取得させる取り組みは推進を図ること。

《措置状況》【教育局】

専科教員の配置に関しては、政府予算案において平成32年度までに段階的に配置することとされましたので、引き続き国や他自治体の動向を踏まえながら適正配置について検討してまいります。

また、国の研修を受けた英語教育推進リーダーを活用した「小学校教員外国語活動指導力向上研修」や、県教育委員会と神奈川大学が連携した小学校教員が中学校英語教員免許状を取得するための取組の充実を図ることで、支援体制の構築に努めてまいります。

8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進

＜要望事項＞

(1) 社会基盤整備への支援

オリンピック・パラリンピック等の競技開催等に伴い、関係する自治体においては多数の来訪者が想定されることから、来訪者に対し、安全・安心な環境を提供できるよう、インフラ等の社会基盤整備に必要な財政支援を講ずること。

《措置状況》【スポーツ局】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連の環境整備に関する財政措置については、平成29年5月に開催された「国と地方の協議の場」において、「文化スポーツを活かしたまちづくりのために、日本の伝統文化を発信する場の創設や地域の特色ある産物の普及促進、地方における選手強化の取組や事前キャンプの誘致など、地方の取組を支援する」よう、地方六団体として国へ提案を行っておりますが、今後とも機会を捉えて、引き続き国へ働きかけてまいります。

＜要望事項＞

(2) 訪日観光客増加に伴う対策の支援

ア 訪日観光客の増加が想定され、更なる「おもてなし」の向上のため、公共施設、商業施設、道路等における多言語表示化や無料公衆無線LANの整備、外国语でコミュニケーションが図れる人材の育成など、ソフト・ハード両面での支援制度の充実を図ること。

また、公共交通事業者における外国人観光客の利用促進に向けた取り組みに対する支援を行うこと。

《措置状況》【産業労働局】

ハード面の支援として、外国人観光客の受入環境の整備を促進するため、平成30年度には県有施設について、案内板等の多言語表記及びWi-Fi整備を行うとともに、引き続き県内の観光資源周遊につながる民間施設の整備等に要する経費の2分の1を支援する補助制度を設けてまいります。

ソフト面の支援として、通訳ガイドの確保や育成を図るため、旅行会社など通訳ガイドを必要としている観光関連事業者と県内登録の通訳案内士とのマッチングの機会を提供するほか、ガイド志望者に対する研修を行っております。

さらに、外国人観光客とのコミュニケーションを円滑に進めるため、県内の事業者向けに多言語コールセンターを開設し、外国人観光客の応対時に利用できる電話通訳サービスを提供しております。

また、公共交通事業者における外国人観光客の利用促進に向けた取組に対する支援として、平成28年度に開設した外国語観光情報ウェブサイトに、外国人のニーズが高い、交通アクセスや周遊パス等の情報を掲載しております。今後は、県内交通事業者が作成したモデルルートをウェブサイトに掲載することで、連携したプロモーションを実施してまいります。

＜要望事項＞

イ 県内の観光情報発信を強化し、訪日外国人向けに県内自治体の魅力を積極的にPRし、ホームページ等によるPRについて、オリンピック・パラリンピック等の開催期間終了後も引き続き活用できるものとすること。

《措置状況》【産業労働局】

県では、外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip -Kanagawa Travel Info-」や、SNS (Facebook、weibo、twitter、Instagram)、多言語パンフレットなど様々な媒体を通じて、県内の観光情報の発信強化に取り組んでおります。

オリンピック・パラリンピック等の開催後も、引き続き外国人観光客にとって有用な観光情報の発信を行ってまいります。

＜要望事項＞

(3) テロ・感染症対策の強化

ア 開催に合わせて多くの訪日観光客が見込まれることから、テロなどの脅威から来訪者及び地域を守れるよう十分な治安対策を講ずるとともに、そのための警察の体制等を強化すること。

《措置状況》【警察本部】

県警察では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を見据えた、国際テロに関する幅広い情報の収集・分析を行っております。

また、本県には、横浜、川崎、横須賀の各国際港が所在していることから、海上保安庁、入国管理局、税関等の関係機関と連携した水際対策を推進するとともに、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者等に対し、不審購入者等に関する情報提供を依頼しております。

さらに、テロ・災害対策神奈川協力会や、警察署に設置されている警察署安全安心協力会、各種会議、イベント等、あらゆる機会を通じて、最新のテロ情勢に関する情報を発信しております。

なお、県警察にあっては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う警察措置の万全を期すため、平成29年4月1日、「神奈川県警察オリンピック・パラリンピック対策室」を設置し、体制の強化を図っております。

今後とも、関係機関・団体、企業、地域住民等と緊密に連携し、官民一体となったテロ対策を推進してまいります。

＜要望事項＞

イ 世界各国からの訪日外国人の増加により、日本国内で発生しない感染症が持ち込まれる可能性が高まることから、検疫等水際対策の強化を図ること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では、感染症対策として平時から感染症の発生動向調査の実施やホームページ等で予防対策などを周知するとともに、感染症が発生した場合にも迅速な対応が行えるよう体制を整え、まん延防止に向けた対策を図っております。また、定期的に実動訓練を行うなど非常時の対応にも備えております。併せて、感染症の発生の予防及びまん延の防止等について、総合的かつ計画的に感染症対策を推進できるよう、平成29年3月に「県感染症予防計画」を改定いたしました。

平成30年度当初予算では、オリンピック・パラリンピック等の開催に向け、病原体の検査体制の強化、関係者による研修の実施等に係る予算を確保いたしました。

なお、検疫等の水際対策の強化を図ることについては、平成29年6月、国に水際対策等感染症対策の強化について要望を行っております。

II 地域要望

1 三浦半島地域要望

＜要望事項＞

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考えを示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

三浦半島国営公園については、三浦半島の水と緑のネットワークの中核となる国営公園の早期設置を目指し、県、地元市町、経済団体等で構成する三浦半島国営公園設置促進期成同盟会を軸とした誘致活動を進めているところです。今後とも、三浦半島国営公園の誘致活動等を通じ、これらの貴重なまとまりのあるみどりを保全・活用するための取組みに努めてまいります。

また、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定については、地権者の意向も踏まえながら、地元市町からの具体的な提案に応じて、必要な調整と支援を行ってまいります。

〈要望事項〉

(2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について（葉山町）

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人が訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき南郷ヒルクライムを開催するなど、自転車を利用した様々な観光振興に関する取り組みが展開されている。

こうした取り組みを推進するため、県がすでに実行しているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

三浦半島中央道路の北側区間約1kmについて、本計画に「整備推進箇所」として位置付けており、以前は地元の強い反対がありました。しかし、平成26年度以降、交通量調査などの調査の実施については、地元自治会の概ねの理解を得られ、これまで交通量調査や地質調査を行ってまいりました。

今後も、調査結果の報告や新たな調査の内容など、丁寧に地元説明を行いますので、関係市町におかれましては、地元自治会の説明など、引き続き御協力をお願いします。

なお、自転車利用のための道幅の確保については、良好な道路の維持管理に努めるとともに、葉山町と調整を図りながら、引き続き側溝の床版化やグレーチング蓋の交換など、自転車走行環境の工夫改善に取り組んでまいります。

〈要望事項〉

(3) 海岸保全施設整備の推進について（葉山町）

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成21年10月の台風18号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成22年度から平成24年度にかけて

施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。現在、既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事に着手している。

今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

葉山海岸（一色下山口地区）芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する状況が頻発していることから背後地等を防護する海岸保全対策が必要となつたため、平成24年2月に「葉山海岸（一色地区）海岸保全施設計画検討会」を設置し、3回の検討会を開催し、平成25年2月に海岸保全対策計画を取りまとめました。その後、平成25年9月に海岸保全区域の指定告示を行い、平成25年度から国の交付金を活用し、既設護岸の補強工事及び消波ブロックの設置工事に着手しております。

また、平成29年2月に、隣接する真名瀬漁港区域の縮小に伴い、海岸保全区域を町管理から県管理に移管し、平成29年度から、事業区間を延伸して、既設護岸の補強工事及び消波ブロックの設置工事を継続して実施しているところです。

今後も引き続き葉山町と連携を図りながら、整備を進めてまいります。

なお、漁港管理者である葉山町が、漁港区域内で海岸保全施設を整備する際には、技術的支援を行うとともに、国の助成制度の活用について助言してまいります。

2 湘南地域要望

＜要望事項＞

（1）東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について (寒川町)

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向けた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、期成同盟会の目標に掲げている「リニア中央新幹線の品川～名古屋間開業を見据えた新駅実現」は困難な見通しであり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず、県央湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場から、さらなる財政的支援や事業の組み立て方など現実的な事業スキームにおいて、引き続きご尽力、ご指導いただきとともに、新駅を要望する地元自治体であるものの同盟会の中では極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望する。

《措置状況》【県土整備局】

新幹線新駅誘致については、県及び地元寒川町を含む10市町等で構成される「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」において取り組んでおります。

新幹線新駅の実現に向けて、まずは、新駅の受け皿となるツインシティのまちづくりにしつ

かり取り組むことが必要と考えており、平塚市大神地区については土地区画整理事業が進められているところです。

一方、寒川町倉見地区のまちづくりについては、事業計画の検討が進んでおらず、対象とするエリア、公共施設の配置、土地利用のゾーニングやスケジュール等について、地元の関係者と調整を進めながら事業計画の具体化を図っていくことが必要です。

そのようにして、事業計画の検討を深めていく中で、地元の寒川町と広域的な行政を担う県との役割分担、あるいは同盟会を構成する市町などとの役割分担についても検討を進めて、財政的な負担等についても整理していく形になると考えております。

県としては、寒川町と連携して具体的な事業計画の検討を進めるために、地元調整等にしっかりと取り組んでまいります。

なお、ツインシティへの交通アクセスの骨格道路となる都市計画道路倉見大神線や（仮称）湘南台寒川線等の整備については、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

＜要望事項＞

(2) 田端西地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

さがみ縦貫道路寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区は、町の新たな産業集積拠点として、非常に大きなポテンシャルを持った地区である。また、平成25年2月には、さがみ縦貫道路沿線地域等が「さがみロボット産業特区」に指定され、平成27年3月には全線開通となったことから、さらなる発展が期待されている。

現在、本町では平成24年11月に設立された「土地区画整理組合設立準備会」と共同し、合意形成を図るための各種勉強会の開催や地権者との意見交換会を行うとともに、インターチェンジ周辺という立地条件を生かしたまちづくりの実現に向け、詳細な検討を行うための専門部会を設置するなど、精力的に取組みを進めている。

こうした中、平成29年度については、引き続き合意形成活動に努めるとともに、都市計画手続きに着手できるよう県や関係機関との調整を進めていく予定である。

しかしながら、まちづくりの実現にあたっては、本町では「組合土地区画整理事業」の実績がないことから、人的、技術的な課題、企業誘致や財源確保等の問題など、数多くの課題が存在している。

については、地元の状況等をご理解いただき、事業費に対する財源措置や、企業誘致の斡旋など、まちづくりの実現について必要不可欠な支援をしていただくよう要望する。

《措置状況》【産業労働局・県土整備局】

県としては、まずは町が地元住民や関係機関との調整を十分に図り、土地利用計画や道路等の基盤整備計画を確定していくことが必要と考えております。

その上で、国の補助制度の活用などについては、技術的な支援を行ってまいります。

また、企業誘致については、県では「セレクト神奈川100」により積極的に取り組んでいるところです。当該施策では、さがみロボット産業特区など3つの特区制度を活用して事業展開を図る場合等には、補助金の補助率・上限額を引き上げるなど、更なるインセンティブを活用することができます。

今後もロボット関連産業等の企業誘致に向けて寒川町と連携し、個別企業に企業立地情報を積極的に周知するなど、プロモーション活動を充実してまいります。

＜要望事項＞

(3) 神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の福祉事務所機能について（寒川町）

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所については、平成29年4月に茅ヶ崎市が保健所政令市へ移行したことに伴い、本町に係る業務は同所内に平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所として所管部署が設定された。

しかしながら、平成30年度以降の対応については現段階では未定とされており、今後の事務所移転の方向性によっては、町民の利便性に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、本町の保健福祉事務所機能の方向性の決定については、町民の利便性の低下等を招くものにならないよう、引き続き本町の意見等を十分考慮したうえで、慎重な判断をされるよう強く要望する。

《措置状況》【保健福祉局】

茅ヶ崎市が保健所政令市に移行した後も、寒川町民の利便性の低下を招かないためにも、旧茅ヶ崎保健福祉事務所が所管していた寒川町域に係る福祉事務所業務は、茅ヶ崎市保健所内に設置した平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所で県が実施しております。

平成30年度以降も当面の間は、現在の場所で福祉事務所業務を継続する予定ですが、福祉事務サービスがどのように住民に提供されることが望ましいのか、関係市町の御意見を伺いながら、茅ヶ崎市への委託も含めて慎重に検討してまいります。

〈要望事項〉

(4) 旧吉田茂邸に隣接する温室の利活用について（大磯町）

平成21年3月に焼失した旧吉田茂邸は、大磯町の施設として国・神奈川県ならびに全国の方々のご協力をいただきながら8年の歳月をかけて再建に至った。旧吉田茂邸は神奈川県立大磯城山公園旧吉田茂邸地区に立地し、再建した施設部分のみを町が県から借地し、平成29年4月1日から一般公開を開始している。開館以来、多くの来園・来館者で賑わいを見せている。

旧吉田茂邸に隣接している温室は、唯一焼失を免れた建物であり、生前の吉田茂が喫茶を楽しんだ場所でもあった。現在、神奈川県が管理している温室は、昭和39年に建てられ、既に50年を経過しているため文化財的な価値も高く、いわゆる別荘文化のステータスシンボルとして来園者の関心も極めて高い。しかし、現状では建物の利用はできず、外観を望むだけとなっているため、今後の利活用についての検討していただくことを要望する。

なお、利活用にあたっては、飲食や物販可能なスペースとしての検討もお願いしたい。公園内での飲食については公園管理休憩棟に設置されている飲料の自動販売機のみであり、来園者からは公園内に飲食の提供可能な施設の設置を望む声がたいへん多く寄せられている。来園者への利便とサービス向上を視野に温室の利活用についての検討と整備等の措置を講じていただくよう要望する。

《措置状況》【県土整備局】

県では、旧吉田茂邸の再建に当たり、学識経験者や町と構成する「旧吉田茂邸再建検討委員会」を設置し、旧吉田茂邸の庭園、建物の整備及び管理運営について検討してまいりました。

この中で、旧吉田茂邸に隣接する温室については、焼失を免れた現状の保存を図ることとし、建築基準法に適合しないことから、一般来園者は内部に入れず、外観展示の利用を基本とすることと整理しております。

飲食や物販のスペースとしての利活用は困難な状況にありますが、今後の利活用について、町から具体的な御提案があれば協議してまいります。

〈要望事項〉

(5) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について（中郡）

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橋インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げにより、大磯西インターから二宮にかけての国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

つきましては、国道1号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インタ

一下り線ランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

《措置状況》【県土整備局】

西湘バイパス二宮インターチェンジの下り線ランプの設置などについては、御要望の趣旨を国等に伝えてまいります。

高速道路の料金については、国において、維持管理・更新に係る負担のあり方や利用者重視の料金体系の推進について検討が行われていることから、国の動向を注視してまいります。

〈要望事項〉

(6) 高波（津波）対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時においては護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要がある。

つきましては、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、防潮堤の役割を西湘バイパス擁壁が代替えしていることから、海岸管理者である神奈川県が設置する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国への働きかけを要望する。

《措置状況》【県土整備局】

西湘バイパスの擁壁は、道路管理者が管理する施設であり、防潮扉の設置については、地下道の管理者である二宮町と道路管理者が協議の上、設置するものと考えており、県としては、技術的な助言や国への働きかけなど、町を支援してまいります。

なお、国直轄事業における西湘海岸の保全対策については、平成26年度から海底地形の測量調査や施設の設計を行い、平成29年度は施設整備に向けた工事用道路に着手しました。

今後、国が、施設の規模や配置など直轄事業の計画内容を具体化し、実施していく際には、県としても、国と共同で設置した懇談会の開催を通じて、地元の意見を伺いながら国との調整を行ってまいります。

〈要望事項〉

(7) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

つきましては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水を防ぐため、河口部の流路確保のための護岸や導流堤などの対策を講じること。

また、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ魚道の設置や遊歩道、自転車道の整備をすることを要望する。

《措置状況》【県土整備局】

葛川の河口閉塞については、出水がない状態で波浪が続くと閉塞するため、監視カメラにより状況を把握し、堆積が見られる場合には、掘削工事を実施しております。なお、監視カメラは、平成29年の台風21号により被災し、現在使用できない状況ですが、復旧までの間は職員の

パトロールにより状況を把握するとともに、監視カメラの早期復旧に努めてまいります。

河口閉塞の抜本的な対策として、導流堤などの構造物を設置する方法もありますが、まずは、測量などの調査により、河口部の土砂堆積や砂浜の状況に関するデータを蓄積し、どのような対策が可能か検討してまいります。

また、葛川については、県の「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、下流側から順次整備を進め、平成23年度に川尻橋から塩海橋までの区間が完成しております。

未整備箇所については、現在、策定手続きを進めている河川整備計画に基づき、早期に整備ができるよう努めてまいります。

なお、河川管理者は、自転車の通行を目的とした管理用通路の整備は行っておりませんが、町が河川管理用通路を占用してサイクリング道路を整備することを希望する場合は、河川法に基づく許可が必要となりますので、御相談ください。

＜要望事項＞

(8) 大磯港の再整備について（大磯町）

大磯港の再整備については、昨年度策定した「大磯港みなとオアシス（賑わい交流施設）整備計画基本構想」に基づき、今年度、賑わい交流施設の運営事業者を募集し、平成31年度中の「賑わい交流施設」完成を目指している。

町が実施する「賑わい交流施設」の整備に合わせ、港湾管理事務所への防災機能の付加、情報提供機能の充実やトイレの増設及びバリアフリー対策の改修、大磯港駐車場周辺のバリアフリー化及び臨港道路からの津波避難経路の整備について、町と協働して取組みを行うよう要望する。

また、「大磯港活性化整備計画」に基づく、ビジターバースの整備及び飛砂防止対策については、着実な進捗を要望する。

併せて、大磯港駐車場のトイレについても老朽化が進んでいるため、便器の洋式化を含めた大規模改修を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

大磯港における「みなとオアシス」については、登録の要件となる機能を満たすことができるよう、町が整備する「賑わい交流施設」と「港湾管理事務所」の機能連携を図るなど、協力して取り組んでまいります。

さらに、港湾管理事務所に防災機能の一部を担わせることや津波避難経路の整備などについては、町が平成29年2月に策定した「大磯港みなとオアシス（賑わい交流施設）基本構想」を踏まえて、県として必要な対応を行ってまいります。

なお、「大磯港活性化整備計画」については、整備計画に位置付けられた内容の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

このうち、飛砂防止対策については、骨材置き場からの飛砂による周辺への影響を軽減するため、抜本的な対策が必要であることから、平成28年度からフェンスの構造検討を行い、平成29年度に設計が完了したため、平成30年度以降に整備を行う予定です。

また、ビジターバースの整備については、町による「みなとオアシス」に向けた取組も踏まえて、地域からの声や利用者のニーズもお聞きしながら検討を進めてまいります。

なお、大磯港駐車場のトイレについては、適宜、必要な補修を行っており、機能を損なうような著しい老朽状況となっていないため、大規模な改修は考えておりませんが、今後、町による「みなとオアシス」に向けた取組を踏まえて、必要に応じてどのような対応が可能か調整してまいります。

＜要望事項＞

(9) 障害者福祉サービスの報酬にかかる地域区分の設定について（大磯町）

障害福祉における障害福祉サービスに対する事業者への報酬の地域区分について、

現在、近隣市町との間において生活圏が同じ範囲であるが、地域区分が異なることにより、報酬額に差が生じている。

これにより、障害福祉サービス事業者の安定した運営に影響が生じていることから、地域区分の決定は、現在の市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなど、広域の設定とし、地域の実情に十分に配慮しつつ、障害福祉サービスに格差が生じないよう、国に働きかけることを要望する。

《措置状況》【保健福祉局】

障害福祉サービスの報酬に係る地域区分については、平成29年度、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うことを要望しております。

なお、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域区分の見直しが行われる予定です。

＜要望事項＞

(10) 神奈川県県営団地再生計画の推進について（二宮町）

県においては、神奈川県県営団地再生計画を平成27年3月に策定し、県営住宅の再生に向けて取り組みを始めたところであるが、百合が丘地域では住民が主体的なまちづくりを進めていることから、同地区が実施する地域活性に資する事業にともに取り組んでいただくとともに、老朽化が著しく、高齢化率も高い県営二宮団地の再整備について町及び神奈川県住宅供給公社の計画に遅れることなく、早期に実現することを要望する。

なお、県営二宮団地の再整備が早期に実現できない場合には、下水道未接続の町民に対して町が強く接続勧奨をしていることから、県においても下水道法及び町条例に基づき速やかに接続すること。

《措置状況》【県土整備局】

県営住宅は、全体の約半数が昭和40年代以前に建設されており、県では、「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」において、建替事業継続中の団地や建築後概ね50年経過した団地から12団地を建替団地に選定し、二宮団地もその一つとして位置付けています。

具体的の建替にあたっては、厳しい財政状況の中、まずは12団地のうち、主に昭和30年代に建設された7団地において、順次事業着手をしております。

二宮団地については、公共下水道への接続問題も踏まえ、早期実現に向けて検討してまいります。

＜要望事項＞

(11) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の護岸等の破損が顕著な箇所が生じている。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設を早期に整備すること。

《措置状況》【県土整備局】

打越川の未整備区間である若宮橋より上流は、保全人家が少ないとから、事業の優先度が低く、早期の整備は困難ありますが、著しく浸食が進行する兆候等があれば、町の関係部局の協力を頂きながら必要な対策を検討してまいります。

3 足柄上地域要望

＜要望事項＞

(1) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺地域の整備促進について（中井町）

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺地域は、第7回線引き見直しにおいて一般保留区域に位置付けられ、隣接する工業団地（グリーンテクなさい）やインターチェンジを活用した、町の新たな産業拠点として地域から期待されています。

町もインターチェンジ周辺地域の整備について早期実現を図るため、現況測量や地権者との合意形成などに取り組み、鋭意努力しているところですが、人的・技術的な課題も多く存在している状況であり、下記事項を要望する。

ア 一般保留区域は中井町と秦野市の行政界を跨いで隣接した地域が指定されていますが、現在、町と市は共同で整備に取り組む方針としています。共同で事業を進めることにより、事業費の削減や有効な土地利用計画の作成などが図られ、より効果的な事業になると考えています。しかし、町と市では制度や許可権限などの違いがあることから県が調整役となって、事業化に向けたご指導とご支援を要望します。

《措置状況》【県土整備局】

まちづくりの具体化に向けて、まずは、両市町において具体的な計画をまとめるとともに、地元の合意形成や関係機関との調整を進めることが必要となります。

これらの進捗状況に応じて、必要が生じた際には、県と両市町で打合せを行うなど、事業化に向けて技術的な支援を行ってまいります。

＜要望事項＞

イ 一般保留区域に隣接した農地については、進入路が狭く、台風の時には排水機能が低下し、周辺の住宅に影響を及ぼすなどの問題が発生しています。農地の有効利用と周辺環境の改善を図るため、土地改良事業などの手法を使った農地造成を検討していますが、本町では農地造成等の実績が少ないとことから、人的・技術的なご指導とご支援をお願いいたします。

《措置状況》【環境農政局】

土地改良事業の手法を使った農地造成については、御要望に応じた技術的支援等に努めてまいります。

＜要望事項＞

ウ 県道77号（平塚松田）は、湘南地区と県西地区を結ぶ重要な路線ですが、道路幅員が狭小かつ急勾配な地形の箇所があり、大型車同士のすれ違いが困難となっています。そのバイパス道路として「改定・かながわのみちづくり計画」に「将来に向けて検討が必要な道路」として位置付けられた道路があります。

本バイパス道路はインターチェンジ周辺地域を通過する計画であり、新たな産業拠点の整備と連携を図ることで雇用の創出と新しい人の流れをつくり、誰もが安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりを目指してまいりますので、県道77号（平塚松田）のバイパス整備に向けたご支援とご協力を要望します。

《措置状況》【県土整備局】

御要望のルートは、秦野中井インターチェンジ周辺のまちづくりとの連携や、農振農用地を通過することなど、様々な課題があることから、引き続き地元の中井町と平塚市で、課題の整理など計画の熟度を高めていただければと考えております。

＜要望事項＞

(2) 役場周辺地区まちづくりの整備促進について（中井町）

中井町役場周辺地区は、かながわ都市マスター・プラン・地域別計画において、行政、業務機能に加え、居住機能、商業機能の集積を図る地区として位置付けがされており、中井町都市マスター・プランにおいても中井中央公園エリアを含め、行政機能、居住機能、商業機能など複合的な都市機能の集積を図る中心拠点として整備する地域と位置付けています。

本地区に隣接する県道77号（平塚松田）比奈窪バイパスも開通され、役場周辺は、より一層、将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う地域として、多くの町民から期待されています。本地区は市街化調整区域ではありますが、町はこの地区に生涯学習センターなどの公共施設、バスターミナル、商業施設などの集積を図るとともに、隣接する地域には、定住人口増加に向けた住宅地の整備を図り、町の中心拠点としての形成を目指していきたいと考えています。

県におかれましては、この事業の方向性を検討している段階から相談に応じて頂き、また、一定のご理解と拠点整備に向けたご指導もして頂いていることには大変感謝しております。町も拠点整備の実現に向け専門部会を設置するなど、鋭意努力し取り組んでいるところですが、この事業の方向性が見えてくるにつれ、財源の確保が大きな課題となっています。市街化調整区域ということもあり国、県による補助金等も少なく、当町の財政規模をご理解いただき、事業費に対する財源措置等の支援を強く要望いたします。

《措置状況》【政策局・県土整備局】

当該地区は、市街化調整区域であることから、「社会資本整備総合交付金」における都市再生整備計画事業の活用は困難です。

一方、県では「市町村自治基盤強化総合補助金」により、市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業に対して補助を行い、市町村の地方創生の推進を手厚く支援しております。

引き続き「市町村自治基盤強化総合補助金」により、市町村の地方創生への取組を支援してまいります。

なお、市街化調整区域における開発については、土地利用調整が必要なものもありますので、引き続き土地水資源対策課の市町村土地利用総合相談窓口に御相談ください。

＜要望事項＞

(3) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（大井町）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋（酒匂川2号橋）」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られたところである。

また併せて、平成26年度より、県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間の測量調査、道路設計が実施され、平成28年度には詳細設計が実施されるとともにJR御殿場線との交差部についての構造や施工方法について検討が行われるなど、整備に向けての取組みが進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、県道711号から国道255号までの区間にについて、スケジュールを示し、早期建設を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

都市計画道路金子開成和田河原線の県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間につい

ては、「かながわのみちづくり計画」に「整備推進箇所」として位置付けています。

大井町は、この区間のJR御殿場線との交差方式について、道路を高架化する計画から地下化する計画に見直す都市計画変更を、平成29年12月に行いました。

今後も、引き続き大井町と連携しながら、事業進捗に努めてまいります。

なお、都市計画道路和田河原開成大井線の都市計画道路沼田班目線から県道74号（小田原山北）までの区間については、今後の検討課題と考えております。

＜要望事項＞

(4) 県道711号（小田原松田）の信号機増設について（大井町）

県道711号（小田原松田）の大井町区間における信号機未設置箇所は、要望箇所7交差点のうち、残すところ1箇所となっている。

平成28年度に小田原市區間において3箇所の交差点に信号機が新設されたことにより、全区間4車線で供用が開始された。

一方、大井町区間は、既に4車線で供用が開始されている中、町道350号線との交差箇所は、現在も仮設中央分離帯で閉鎖され、開かずの交差点となっており、当該路線の全区間で唯一の信号機未設置箇所となっている。

当該交差点の取付け町道は、既に拡幅改良工事も完了していることや小田原市區間における信号機設置の現状から、地域住民の信号機設置の意識は益々高まっている。

については、地域住民の交通安全の確保や周辺施設等へのアクセス向上を図るため 早期に信号機の設置をされることを要望する。

《措置状況》【警察本部】

御要望につきましては、大井町西大井1055先の県道711号線に平成29年度中の信号機設置を予定しております。

＜要望事項＞

(5) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいていますが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく、大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査段階であるが、町では地元住民の協力を取り付けており、交通安全の観点から、拡幅改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結（平成14年度）を行い、利便性向上における県と町との役割を明確にしており、林道としての整備も進めていただいているところです。現状の林道は、狭隘（最小幅員3.6m）且つ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線であることから、覚書締結後、十数年の歳月が過ぎる中、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を多数聞いており、覚書の内容での整備では安全・安心面で不安があります。

については、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう整備を要望するとともに、覚書の内容を含めた変更協議を検討頂き、移管に向けた新たな取り組みについての調整を要望する。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

県道710号（神縄神山）の拡幅要望について、県では、「かながわのみちづくり計画」に基づ

き、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

当該区間について、現時点では事業化の可能性が低く、抜本的な拡幅改良整備を進めることは困難であります。

また、土佐原林道については、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」に基づき、管理に関する県と松田町の役割分担により、交通安全を図るための改良工事や、林道敷地の分筆登記のための敷地調査を進めてまいりました。

今後、引き続き県の役割である敷地調査を進めるとともに、管理換えに必要な環境を整えるための課題を整理し、具体的な作業内容を明文化するなどして、町への管理換えが円滑に進むよう取り組んでまいります。

＜要望事項＞

(6) 森林資源の調査・利活用及び有害鳥獣対策について（松田町）

山には間伐が未実施、又は、間伐した木が搬出されずにそのまま放置された森林が多く見受けられ、その機能が十分に発揮されておらず、林業の採算性の悪化等による担い手の減少が、森林荒廃をより進行させ、有害鳥獣の被害も増加している。

県では、「かながわ森林塾」の開講や他県では類を見ない先進的なワイルドライフレンジャーの配置など有害鳥獣の対策にも力を入れていただいていますが、間伐材の利用や担い手の育成については、地域からの声が大きいところがあります。

については、森林資源を有効に活用するため、当町はもとより県西地域のみならず全県を視野に入れた中で、将来の大切な社会資本である森林を有効活用できるよう下記の事項を要望する。

- ア 間伐材（A～C材）の供給量調査
- イ 林業の担い手育成
- ウ 間伐材搬出促進事業補助制度の拡充
- エ 県産木材の消費拡大

《措置状況》【環境農政局】

ア 間伐材の供給量調査については、木材供給可能量は、各市町村に配布している森林資源データから推測できますので、必要に応じて、データの活用等の技術支援を行ってまいります。また、A材、B材、C材といった質別の割合については、間伐材を丸太にするために切る採材の技術による影響があるうえ、買い手により左右されるため、推測することは困難であります。

イ 林業の担い手育成については、平成21年度から、様々なレベルに応じた担い手育成機関として、「かながわ森林塾」を開講しております。今後も森林塾の取組を充実させ、確かな知識と技術を身に付けた担い手を育成してまいります。

ウ 間伐材搬出促進事業補助制度については、これまで目標としていた素材生産量30,000m³を達成しており、今後も生産量の維持、継続に努めてまいりますが、制度の拡充は困難であります。

エ 県産木材の消費拡大については、木造公共施設整備に対する支援のほか、消費者向けの「かながわ家づくりフェア」や建築士向けの「セミナー」を毎年開催しており、これらの取組を通じて、引き続き消費を促進してまいります。

＜要望事項＞

また、有害鳥獣対策については、昨年度、国の方針創生推進交付金を活用するなど、新たな施策を展開し、町獣友会を中心とした駆除対策を推進していますが、会員数の減少及び高齢化に伴い、捕獲数が伸びていない。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遅減に向

け、以下の事項を要望する。

ア 管理捕獲目標数の着実な達成

《措置状況》【環境農政局】

管理捕獲目標数の達成については、引き続き、県猟友会と連携した捕獲に取り組むとともに、従来捕獲が困難だった場所においては、捕獲技術者であるワイルドライフレンジャーによる捕獲を行ってまいります。

《要望事項》

イ 市町村事業推進交付金の所要額確保及び全額補助化

《措置状況》【環境農政局】

市町村事業推進交付金については、2分の1と高い補助率を維持しておりますので、全額補助化は困難ですが、今後も所要額の確保に努めてまいります。

《要望事項》

ウ 狩猟資格免許不要で自己所有地内に使用可能な「捕獲用囲いわな」の設置促進及び普及啓発

《措置状況》【環境農政局】

捕獲用囲いわなの設置促進等については、安全性の確保を踏まえ効果的に設置する必要があるため、必要に応じて、かながわ鳥獣被害対策支援センターの職員が助言とともに、市町村で設置の促進に取り組む場合には国の鳥獣被害防止総合対策交付金及び県の市町村事業推進交付金で対応することが可能ですので、御相談いただくようお願ひいたします。

《要望事項》

(7) 県西地域活性化方策について（松田町）

日本創成会議が発表した2040年までに消滅の可能性がある都市として、当町も位置付けられ、町ではより一層の定住化促進策等を推進している。

一方、県では県西地域活性化プロジェクトを立ち上げ、「未病を改善する」をテーマに、本地域の魅力を県内外に発信する取り組みに尽力しており、昨年度は地方創生推進交付金を活用しての県西地域活性化プロジェクトを実施しています。更なる地域活性化のため、以下の事項を継続して要望する。

ア 定住化促進施策について

(ア) 県内人口減少地域の町が実施する定住促進策に対する一括交付金制度等を創設すること。

《措置状況》【政策局】

人口減少地域の定住化促進策については、厳しい財政状況の下にあっては、一括交付金制度を創設するという御要望に沿うことは出来ませんが、それぞれの地域の魅力を生かした個性的なライフスタイルを「神奈川ライフ」として展開・発信するなど市町村と連携し、県内への移住・定住を促進してまいります。

《要望事項》

(イ) 県勢の持続的な発展のため、県西地域活性化プロジェクトとして、県西地域の定住人口の増加施策を実施していただいているが、それを全県単位での人口の自然増加を誘

発する施策(子育て環境の充実・企業立地等)の推進に努めること。

《措置状況》【政策局・県民局】

子育て環境の充実について、県では、社会全体で子育て家庭を支援する機運の醸成のために、「かながわ子育て応援パスポート」事業や「かながわ子育て応援団」事業を推進しております。

また、保育所整備や子育て支援事業に取り組む市町村を助成し、子育てしやすい環境づくりを促進しております。

県西地域では、未病を改善し、住む人や訪れる人の健康長寿を実現するとともに、「未病を改善する」地域の魅力をつなげて産業力を高める、「県西地域活性化プロジェクト」を推進しておりますので、本プロジェクトに係る様々な取組を通じて、県西地域を「未病の戦略的エリア」としてアピールすることで、交流人口、ひいては定住人口の増加を図っております。

〈要望事項〉

イ 自治基盤強化総合補助金について

平成28年度から新たなメニューとして、地方創生推進事業を設けていただき、地方創生事業を推進する当町では、財政面で恩恵をうけることができました。しかし、本補助金の広域連携事業は「権限移譲型」と「固有型」の二種とされ、県からの権限移譲や町の行政改革を前提とした事業が対象となり補助率1/2で措置されている。他方、広域的な観光資源の整備(回遊路等)については、別事業(回遊ルート整備事業)として措置され、観光スポットのネットワーク強化等のように、広域波及効果や交流人口の増大に寄与する事業であっても補助率1/3であるため、補助率1/2への拡大を要望する。また、地域における諸課題を解決するため設定されている圏域特例事業(補助率1/3)においても、補助率の1/2での支援を要望する。

《措置状況》【政策局】

「市町村自治基盤強化総合補助金」の補助要件の緩和等を含めた制度の改善については、今後とも市町村の御意見を伺いながら検討してまいります。

なお、「地方創生推進事業」は、各団体における下限基準額が500万円以上の場合、補助対象事業費のうち300万円までを定額補助として、県が10割全額を補助する手厚い補助スキームとしております。

また、300万円を超える部分についても補助率を通常の3分の1から2分の1に引き上げております。例えば500万円の事業であれば、市町村負担は100万円となり、実質的な補助率はかなり高くなります。

本メニューの活用についても、是非御検討願います。

〈要望事項〉

ウ 小田急新松田駅周辺地域の整備計画策定等に係る支援について

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と通勤通学者を中心に1日平均約2万5千人の乗客が乗降する小田急線新松田駅は、県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、神奈川県の“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所でもある。

両駅周辺地域の現況は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題である。

特に、新松田駅北口周辺は「町の表玄関」として、両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、町民や駅の利用者から多くの整備要望の声が寄せられている。ま

た、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めていただいているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしており、この整備要望の声も寄せられています。

松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業といった北口周辺の整備は、町にとっても永年の課題であり、平成23年度からスタートした第5次総合計画の重点施策として「新松田駅北口周辺整備の検討」を掲げ、25年度より周辺調査を実施しています。また、平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、「駅前広場や新松田駅北口だけではなく、新松田駅南口も含めた一体的な地域の拠点として位置付けた駅周辺地域のまちづくり及び交通安全対策」を協議しており、県西総合センターや土木事務所にも参加していただき、基本方針・基本構想の策定を進めている。

財政力に乏しい町予算(一般会計45億円強)の中で、地方創生の補助金を活用し、駅周辺地域の活性化を実施しているが、町単独では、これ以上の新松田駅周辺地域の駅前広場(ハード)整備は実現困難な状況である。

については、県西地域の活性化に向け、当該地域の交通の結節点であると同時に“北の玄関口”でもある「小田急線新松田駅」について、現在、県において整備を進めている県道711号改良事業と併せた「新松田駅北口・南口駅前広場整備を含めた駅周辺地域の整備」における多様な支援を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

新松田駅周辺の駅前広場整備や周辺地域のまちづくりについては、関係者が連携して基本構想等を作成することを目的とした「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」が設置されており、この協議会に地元住民や交通事業者と共に県政総合センターや土木事務所も参加し、計画立案に向けたお手伝いをしています。

検討に当たっては、「社会資本整備総合交付金」の活用などについても、技術的な支援を行ってまいります。

また、県道711号(小田原松田)の歩道整備事業については、松田町の協力を得ながら進めしており、円滑な車両の通行や、歩行者の安全確保に効果を発揮しているところです。現在実施している電線地中化に併せた本格的な歩道整備についても、早期の完了を目指し、引き続き工事を推進してまいります。

＜要望事項＞

(8) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化について（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

県内でも高齢化の先行する足柄上地域において、複数疾患を抱える高齢者の医療ニーズや介護保険事業における足柄上地区在宅医療・会議連携支援センターが同病院内に設置されたことに伴う関係機関との医療介護連携の推進、災害時の対応などを考えると、総合診療科を持つ同病院が果たすべき役割はますます大きくなっていくものと考える。

また、足柄上地域は、分娩可能な医療機関や入院病床を有する小児科の医療機関が非常に少ない地域であることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるために、地域における中核的な総合医療機関における周産期医療体制及び小児医療体制の充実が不可欠であると考える。

しかしながら、県では平成27年度以降、同病院に対する運営費負担金を大幅に削減しており、今後の安定的な運営が憂慮される状況である。

そこで、今後とも県立足柄上病院が地域住民の医療ニーズに対応して、質の高い医療サービスを安定的、継続的に提供することができるよう、県としても医療体制の充実強化を早急に図られるよう要望する。

《措置状況》【保健福祉局】

県立足柄上病院について、県は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標において、県西医療圏の中核的な総合病院として救急医療、産科医療及び地域包括ケアシステムに対応した医療の提供や、災害に備えた体制の充実強化に努めることを指示しております。

これを踏まえ、県立足柄上病院では、複数の疾患に対する包括的な診断・治療や、生活機能障害に対するケアなどの高齢者総合医療に取り組むほか、救急医療や分娩対応などの地域に必要な医療を提供しております。

一方、産科、小児科については、医師などの医療人材の確保が難しいという現状があり、県立足柄上病院も県西地域の基幹病院である小田原市立病院等と連携して対応を行っており、こうした努力を引き続き行うよう県立病院機構に伝えてまいります。

地域医療構想でも、足柄上地域を含む県西地域は、医療資源の効率的な運用と連携が課題となっており、県立足柄上病院の医療体制については、地域全体の中で考えていくことが重要であります。

現在、県立足柄上病院の医療機能について、地域の自治体や医療関係者の方々と共に勉強会を開催し、課題の整理や情報の共有を行っており、今後も地域の皆さまの御意見をいただきながら県立足柄上病院の医療体制等について検討を行ってまいります。

《要望事項》

(9) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実（足柄上郡）

ア 「想定しうる最大規模の降雨」を対象にした洪水浸水想定区域図を踏まえ、洪水対策の根幹をなす護岸工事等の河川改修を適切に実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

酒匂川については、「かながわの川づくり計画」に基づき、河口から新大口橋までの延長約15kmの区間において、100年に一度の降雨に対応できるよう堤防の整備を進めており、最上流部の新大口橋付近を除き、概ね整備が完了しております。

引き続き新大口橋付近の約240mの区間について整備を進め、平成32年度の完成を目指してまいります。

《要望事項》

イ 一級河川において国土交通省が取り組んでいる緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信について、洪水時の住民の主体的な避難を促進する観点から神奈川県が管理する河川においても実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

洪水情報の住民への提供については、県と市町村が連携して河川の減災対策に取り組むために設置した「神奈川県大規模氾濫減災協議会」の場等を活用して検討を行い、現在、県管理河川においても洪水予報河川である相模川、酒匂川で洪水情報のプッシュ型配信の実施に向け調整を進めています。

《要望事項》

(10) 道路法による道路以外の橋梁に係る維持・管理費の支援について（足柄上郡）

足柄上郡には、高速道路や県道の整備等に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され、現在では各町に移管されている。

しかし、この跨道橋は認定外道路のため、インフラ老朽化対策を基幹事業としている防災・安全交付金の対象外となっている。

については、高速道路や県道を跨ぐ橋梁（認定外道路）の老朽化対策が交付金の対象事業と

なるよう財政支援の拡充を国へ働きかけるよう要望するとともに、神奈川県道路メンテナンス会議の専門部会で検討している高速道路会社に点検などをまとめて委託する内容について、県独自の財政支援を創設するよう要望する。

〔措置状況〕【県土整備局】

国からの交付金は、平成24年度に防災・安全交付金が創設され、社会資本の老朽化対策などへの集中的な支援が行われており、現在、この交付金を積極的に活用しているところであります。

また、交付金の対象とならない認定外道路の橋梁も含めた高速道路を跨ぐ橋梁については、神奈川県道路メンテナンス会議に設置した専門部会において、高速道路会社に点検などをまとめて委託し、コストの低減を図ることなどを進めております。

なお、県の財政支援については、厳しい財政状況により現状では困難であります。

〔要望事項〕

(11) 酒匂川左岸道路の延伸について（足柄上郡）

国道255号及び246号の慢性的な交通渋滞を解消するために計画された酒匂川左岸道路は、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備する計画でいる。

そうした中で、山北町分においては、平成27年度より社会資本整備総合交付金を用いて整備を開始しており、松田町分についても平成29年度より調査設計を行い整備に向け進めているが、事業を進める上で河川管理者として技術支援及び許認可手続きに対する特段の配慮を要望する。

〔措置状況〕【県土整備局】

技術的支援及び河川協議については、引き続き御相談ください。

〔要望事項〕

(12) 林道秦野峠線の規制緩和について（足柄上郡）

林道秦野峠線は専ら林業活動による利用を原則とした林業振興型林道に位置づけられているが、神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～（平成29年2月）では、災害時の集落の孤立を防ぐため、防災上の林道の役割として緊急避難路や迂回路になる農道・林道の安全確保に努めると規定している。

現在、林道秦野峠線は一般車両の通行が規制されているが、この林道は松田町寄地区から山北町玄倉地区を結ぶ唯一の路線になっている。

松田町と山北町の両町では県道を幹線として、その周辺に集落が点在していることから、災害時における孤立化の発生という共通の課題を有す松田町と山北町の両町により、平成29年5月に「県営秦野峠林道に関する広域連携協議会」を設置し、要望内容について協議しているところだが、既設の林道秦野峠線について、神奈川県地域防災計画にあるとおり緊急避難路や迂回路となれるように安全確保をした上で利用することで、災害時での各集落や丹沢湖などを訪れる観光客の孤立化の回避と、緊急輸送路、緊急避難路の役割を果たすことになる。

については、いつ、どのような形で発生するか分からない災害等に適切に対応すべく、林道の安全確保を図ることはもとより、災害時における緊急輸送路や緊急避難路、イベント開催日等の交通渋滞解消に向けた迂回路としての利用が図れるよう、林道通行に係る規制の緩和について特段の配慮と検討を要望する。

《措置状況》【環境農政局】

秦野峠林道については、平成29年2月に策定した神奈川県地域防災計画に従い、災害時の迂回路として必要な機能確保に努めますが、平時においては今後も林業振興型林道として管理・整備していく方針であり、通行制限の緩和や一般車両が通行可能となるような整備の実施等を行う計画はありません。

なお、当林道を林業以外の用途に目的変更をし、一般の用に供する施設として活用する場合、①道路敷の公有地化、②通行安全上の道路防災施設・交通安全施設の整備、法面・線形改良、③冬季の凍結期間や豪雨災害時の交通規制体制整備、④被災時の速やかな復旧と安定的な財源確保のために公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法対象施設への位置付けなど、道路法道路での位置付けが道路供用時の管理者責任として必要なことから、今後、林道施設の町への移管について、調整を行うことも検討してまいります。

《要望事項》

(13) 新東名高速道路（仮称）山北スマートIC整備事業の推進に係る財政支援について（山北町）

本件については、技術的な支援を継続するとともに、国の社会資本整備総合交付金の活用などについて支援をいただける旨の回答をいただいているところであるが、国の社会資本整備総合交付金については、近年、要望額を下回る割り当てとなる事態が頻発している。

一方、本事業は平成32年度の完成を目指しているが、折しも東京オリンピック・パラリンピックの年であり、隣接県として訪日観光客の増加も見込まれることから観光振興の側面からも好機と言え、事業進捗の遅れは回避しなければならない状況にある。

計画どおりの完成をみるには、安定的な財源確保が欠かせないが、国の交付金が不安定である実情に鑑み、県単独でも本事業の趣旨に協調する意味で、補助金等の財政的な支援を要望する。

このことは、「県西地域活性化プロジェクト」の一翼を担う本事業において、実現可能性の面からの裏打ちともなるはずである。

また、国土交通省においては、従来からのICアクセス道路補助制度について、平成29年度からはスマートICへのアクセス道路の整備を補助対象として追加するという積極的な施策展開も見られることから、貴県にも新たな動きを期待するところである。

《措置状況》【県土整備局】

県では、（仮称）山北スマートインターチェンジの整備を促進するため、これまで、新東名高速道路本線への連結許可に向けて、地区協議会や警察協議などに参画し、アクセス道路の構造などについて技術的な支援を行い、事業費の大幅な縮減を図ってきました。引き続き事業が円滑に進むよう、技術的な支援を行ってまいります。

また、スマートインターチェンジへのアクセス道路整備を推進する予算について、県としては、新たな補助制度を創設するよう、国に働きかけてきました。この結果、国では、地方公共団体が行うスマートインターチェンジへのアクセス道路整備に対して、計画的かつ集中的な支援を行うため、平成29年度から、スマートインターチェンジへのアクセス道路整備を補助制度の対象に新たに追加したところです。

県としては、町が社会資本整備総合交付金だけでなく、新たな国の補助制度を活用することにより、負担を極力軽減できるよう支援してまいります。

《要望事項》

(14) 野生生物の生息頭数調査について（山北町）

丹沢山地でのツキノワグマの生息数は40頭、山北町に生息するニホンザルである丹沢湖群の生息数は29頭とされている。

しかし現在、山北町でのツキノワグマについて目撃情報は増加しており、人里付近での錯

誤捕獲や人身・生活被害等が起きている。ツキノワグマの生息数については、平成22年度に実施したものであるが、現在生息数は増加、生息域は南下している可能性もあり、被害が今後増加する危険性がある。また、ニホンザル（丹沢湖群）について、町民が目撃し頭数を数えたところ50頭近くいたという情報もあり、群れの分裂が起き、生息域の拡大による農作物被害の拡大が起きる危険性がある。

ツキノワグマ及びニホンザルの最新な生息頭数及び区域を把握するため、県による広域的な生息頭数調査を実施することを要望する。

《措置状況》【環境農政局】

県内のツキノワグマの生息数については、関係機関が収集した目撃情報や各種調査データなどを活用した分析を行うとともに、効率的な調査方法を検討するために、平成30年度当初予算で所要の措置を講ずることといたしました。

ニホンザルの生息数については、群れの状況、群れごとの個体数、行動域等を把握するため、西湘、丹沢、南秋川地域に生息する加害群及び加害集団について、雌雄・成幼獣別個体数のカウント調査、発信器を用いた行動域調査を毎年度実施しており、今後も、第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、地域個体群の群れ数、個体数、行動域などの調査を毎年度実施してまいります。

また、県民からの情報を参考にしながら、不明な群れの把握等に努め、より正確な生息状況調査を行ってまいります。

＜要望事項＞

(15) ヤマビル対策事業の強化充実について（山北町）

近年、山北町の玄倉地区ではヤマビル被害が増加傾向にあり、町の対策として、ヤマビルが多数生息する町所有の施設及びその周辺に対し環境整備（伐採、草刈、落葉搔き）とヤマビル駆除剤の散布、また、自治会へのヤマビル駆除剤の配布を行っており、平成25～27年度までは県のヤマビル被害対策事業費補助金（同一実施地域での補助事業は3年を限度）を受けてヤマビル駆除剤を購入した。しかし、被害は減少しておらず、平成25・27・28年度にヤマビル研究会とともに調査をおこなったところ、生息数の増加、また、生息域の拡大を確認した。ヤマビルはシカ等を媒体として生息域を拡大するため、被害が増加している主な要因に、シカの生息数増加と生息域の南下（人里付近に生息）がある。県と町ではシカの捕獲を行っているが、人里付近での生息数が増加したように感じられる。

今後もヤマビル被害は増加及び拡大する恐れがあり、ヤマビル被害を受けている地域に対して継続した対策を実施する必要があるが、ヤマビル被害対策事業費補助金は、同一実施地域での補助事業が3年を限度となっている。継続した対策を実施するため、補助時限撤廃及び補助金の増額を要望する。

《措置状況》【環境農政局】

ヤマビル被害対策事業費補助金については、地域での自主的かつ継続的な取組を促進するため、同一地域での補助事業は3年を限度としており、補助対象期限を撤廃することは考えておりません。なお、補助金については、平成30年度当初予算でも引き続き所要額を措置しました。

＜要望事項＞

(16) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

昭和60年3月の小田急線開成駅の開業以来、開成駅周辺地域では、戸建て住宅やマンションの建設が進み、人口増加が続いている。

人口増加に伴い、スーパーや金融機関が新たに立地するとともに、平成22年4月には周辺地域の児童が通学する開成南小学校が開校している。

昨年には、平成19年から取り組んできた施工区域面積約26haの開成町南部地区土地区画整理事業が完了した。

町が行った人口推計では今後10年間で約2500人の人口増加が見込まれており、流入人口が更に増加する状況にある。

また、昨年、都市計画道路山北開成小田原線の一部区間及び足柄紫水大橋が開通し、開成駅のアクセス性が飛躍的に向上し、駅周辺の交通環境は激変している。

このような人口及び駅利用者の増加に対し、町では平成8年12月に、警察官が立ち寄れる神奈川県警察松田警察署開成駅前連絡所を設置した。

平成15年度からは民間ボランティア団体「開成駅前連絡所ボランティア安全センター」が、自主的に駅周辺のパトロール等を行っているが、住民レベルの活動には限界があり、犯罪への対処を望むことはできない。

地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、早急に開成駅前に交番を設置することを要望する。

《措置状況》【警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するためには、スクラップ・アンド・ビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

開成駅前地区は、松田警察署吉田島駐在所が管轄しておりますが、約2.0km離れた場所に吉田島駐在所、延沢駐在所、新松田駅前交番及び小田原警察署栢山駅前交番の2駐在所、2交番があり、現在の交番・駐在所の配置状況を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の設置は困難であります。

また、「開成駅前連絡所」に対しましては、今後も、交番勤務員やパトカー勤務員が立ち寄りを実施し、警戒を強化するとともに、地域住民の皆様の利便性を向上させるために交番相談員も派遣しております。

今後も、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正な設置を検討してまいります。

〈要望事項〉

(17) 県道720号（怒田開成小田原）の南足柄市境から新延沢交差点までの間の歩道整備（開成町）

県道720号（怒田開成小田原）のうち、南足柄市境からあしがり郷瀬戸屋敷を通り新延沢交差点までの未整備区間（金井島地域及び延沢地域の2区間）については、歩行者と車両が混在し、また、車道幅員が狭小の箇所や見通しの悪い箇所がある。町では地元の合意形成に向けた取組みを進めていることから、歩行者や車両の通行に危険な状況を解消するための歩道整備を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

県道720号（怒田開成小田原）の南足柄市境から新延沢交差点までの歩道未着手箇所（2区間）については、県として、事業化に向けた地元調整を行ったものの、合意を形成できずに事業化を断念した経緯があります。

そうした中で、開成町において地元調整に取り組んでいただいているので、合意形成が図られれば、県としても事業化を検討してまいります。

4 足柄下地域要望

＜要望事項＞

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000m²以上に引き下げており、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、小規模な開発行為については各市町村の自主性に委ねられていることから、この経過措置が廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、開発区域面積の経過措置を条例の本則へ移行するよう要望する。

《措置状況》【政策局】

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けていますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げております。

この条例の趣旨として、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては、1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考えを尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしていることから、経過措置を条例本則に規定することは考えておりません。

なお、経過措置の取扱いについては、当該市町村と十分調整してまいります。

＜要望事項＞

(2) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号（真鶴道路旧道）区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための抜本的な整備実施を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

真鶴駅前の渋滞対策については、県警察と連携し、真鶴駅前交差点内の路面標示や右折帯の滞留スペースを確保する工事が平成23年4月に、また、路面標示等による視認性の確保対策が平成26年3月に完了し、一定の改善が図られたものと考えております。

また、真鶴駅付近の幅の狭い歩道においては、歩道内の側溝蓋を床版化することにより歩行者通行空間の改善を図っております。

今後、交通の状況を見ながら、さらなる渋滞解消策や一部歩道のない箇所などにおける交通安全対策について、町と連携を図りながら検討してまいります。

＜要望事項＞

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するとともに、県道740号が通行

不可となった際、防災上の観点からも重要なことでもあるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

《措置状況》【環境農政局】

広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）については、県西地域の農業の発展と活性化につながるよう、国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指してまいります。

＜要望事項＞

(4) 一般廃棄物最終処分場再生事業に係る財政支援について（真鶴町・湯河原町）

湯河原町真鶴町衛生組合は、湯河原町と真鶴町で構成される一部事務組合であり、当組合の最終処分場は、建設後25年が経過し、老朽化等の影響から不具合が生じ、現在、使用を停止している。

このため、日々生成される焼却灰は、現在、町外へ搬出処分委託をしているが、施設を安定的に運転するためには、組合独自の処分場を有することが必要不可欠である。しかしながら、新たな処分場を建設するためには、用地の選定、用地の取得、住民との合意形成などの手続等に多くの時間を費やさなければならないといった、大きなデメリットがある。

そこで、当組合では、短期間で建設が可能であり、使用を停止している現処分場を再生することにより問題を払しょくすることができるといったメリットがあることから、平成25年度から不具合を生じた現処分場を再利用、再生する事業を行っている。この事業に係る財政支援として、「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」が事業完了まで、引き続き補助対象事業として受けられるよう要望する。

また、循環型社会形成推進交付金の公的財政支援が受けられるよう、指導・助言をいただけるよう要望する。

《措置状況》【政策局・環境農政局】

現在実施している使用停止中の現処分場を再生、再利用する事業については、平成25年度から、市町村自治基盤強化総合補助金における「固有型広域連携事業」として補助対象としておりますので、平成30年度以降も、引き続き同事業の補助対象となります。

また、循環型社会形成推進交付金については、引き続き助言・支援に努めてまいります。

＜要望事項＞

(5) 二枚貝類の検査及び貝毒等のモニタリングの事業拡大について（真鶴町）

神奈川県における沿岸水産資源再生技術開発事業において、二枚貝類の可食部検査及び貝毒等のモニタリングについては、現在事業化されているものを対象としているが、今後事業化が予定される事業についても対象とするよう事業を拡大し、神奈川県初の生食二枚貝（岩牡蠣）養殖の事業化に向けて県の支援を要望する。

《措置状況》【環境農政局】

今後、事業化が予定されている真鶴町でのイワガキ養殖については、平成29年6月より水産技術センター相模湾試験場が貝毒の発生に関する知見を得るため、真鶴町岩地区で貝毒原因プランクトンの発生状況について調査を実施しており、引き続き、事業化に向けて支援を行ってまいります。

＜要望事項＞

(6) 宮ノ下地区落石防止対策の推進について（箱根町）

宮ノ下地域は早川・蛇骨川と、浅間山との間の急峻な地域に市街地を形成してい

る。このため、山林からの崩落や落石がたびたび発生しているが、近年は、宮ノ下字蛇骨の県有林地内からの落石により、市街地上部に位置する鉄道施設や敷設された温泉管を破損する事故も発生した。

については、地域住民の安全確保や災害の未然防止のため、定期的なパトロールを実施するとともに、落石防護壁の設置等の対策を推進するよう要望する。

《措置状況》【環境農政局】

近年、落石がありました県有林地については、定期的にパトロールを実施し、状況把握に努めています。

また、落石対策については、パトロール結果や現地の状況を踏まえて必要な対策を検討してまいります。

＜要望事項＞

(7) 小田原養護学校スクールバスの運行範囲延伸等について（箱根町）

現在、小田原養護学校スクールバスの箱根方面への運行範囲は湯本までとなっており、湯本より先（箱根町内）に居住する児童・生徒及びその保護者にとって、小田原養護学校への通学に係る負担は非常に大きく、本人及び家族の生活に支障をきたしていることから、通学負担軽減のため、運行範囲延伸（仙石原地区まで）を要望する。

《措置状況》【教育局】

スクールバスについては、県の厳しい財政状況の下で、県全体のバランスを考えながら乗車時間が60分以内となるよう計画的な増車や、運行コースの見直しに努めてまいりました。

小田原養護学校については平成25年度に1台増車したところですが、今後も、長時間乗車の状況や乗車できていない児童・生徒の状況を勘案し、効率的なスクールバスの配置や運行について、総合的に検討してまいります。

＜要望事項＞

(8) 大涌谷における火山対策について（箱根町）

大涌谷周辺については、現在もなお、火山性ガスへの警戒のため災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、立ち入りを規制しているが、元来、大涌谷周辺は、火山活動が身近で感じられるスポットとして、多くの観光客が来訪しており、駐車場待ちの車で付近の道路は、休日を中心に慢性的に渋滞している。

以上のことから、（公財）神奈川県公園協会が管理している駐車場を2階建てにし、突発的な小規模噴火の際にはシェルター施設として、また、車両での避難を安全に行うための渋滞緩和策となるよう施設整備を要望する。

《措置状況》【安全防災局・環境農政局】

県では、大涌谷の安全確保対策については、箱根山火山防災協議会及び幹事会において、ガス濃度の低い状態での安定や、噴石対策の実施、避難経路の確保、監視体制の整備などの検討を行っています。

駐車場については、「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」において、噴火時及び火山ガス発生時には既存の建物内に避難することとされていますので、シェルター施設とすることは考えておりません。

＜要望事項＞

(9) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本

方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

本計画には、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設が位置付けられているが、未だ着手に至らず予定が示されていない。

よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

また、整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工について要望する。

《措置状況》【県土整備局】

真鶴港では、平成17年に策定した「真鶴港活性化整備計画」に基づき整備を進めており、平成19年度から取り組んできた沖防波堤が平成28年度に完成し、港内の静穏が確保されたところです。

港湾管理・防災施設の整備については、同計画において、津波避難施設としての機能と、町の防災施設を統合した港湾管理事務所として整備していくことを位置付けており、平成28年度から、防災施設の具体的な内容や位置などを確認するため、町と調整をはじめたところです。具体的な整備内容や町との役割分担、スケジュール等について、引き続き町と調整しながら検討を進めてまいります。

また、整備計画に位置付けられている、網干し場などとして利用される漁業基地など、他の施設については、整備の優先度などを勘案しながら、順次取り組んでまいります。

＜要望事項＞

(10) 県産石材の活用について（真鶴町）

神奈川県西部地域、とりわけ小田原市から伊豆地方にかけては良質な安山岩が多く産出される地域であり、石材採掘・加工業が地場産業として発展してきた。

近年、安価な輸入石材の増加などにより、PRを行っているとの回答をいただいているが、公共工事等への浸透は十分ではなく、その利用は減少傾向となり、地場産業に大きな影響を与えてることから、地域活性化のため、また、地場産業の振興を図るためにも県をはじめ公共施設等の建築資材として県産石材の積極的な活用をPRしていただくとともに、積極的な利用について引き続き要望する。

《措置状況》【産業労働局】

県では、伝統的工芸品、農林水産物、観光資源など、神奈川にある魅力的な地域資源の活用を促進し、地域の特色ある産業の振興を図っており、166品目（平成29年10月6日現在）を中小企業地域資源活用促進法に基づいて「地域産業資源」に位置付けております。神奈川県西部地域の石材についても、現在「真鶴の小松石」を地域産業資源として指定しております。

今後も、ホームページで公開していくとともに、セミナー開催時などにも周知を図ってまいります。

＜要望事項＞

(11) 吉浜地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について（湯河原町）

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスター・プラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した湯河原海辺公園を整備し、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図ることが位置付けられ、平成19年度から整備している湯河原海岸の3基目の人工リーフ終了後に湯河原海辺公園を整備し、平成27年度に工事を完了した。

今後、湯河原海岸と湯河原海辺公園が一体で、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備を進める必要がある。

そこで、護岸部分の有効利用が可能となるよう新たな緩傾斜式階段護岸等の整備を早期に実施し、また、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を併せて要望する。

《措置状況》【県土整備局】

湯河原海岸では、緩傾斜式階段護岸及び3基の人工リーフが完成しております。

一方、相模湾全体では、依然として侵食傾向が著しく、沿岸の住宅地などの防護がされていない海岸も多く、こうした海岸の保全対策に今後とも重点的に取り組む必要があります。

御要望の新たな緩傾斜式階段護岸の整備については、厳しい財政状況の中、緊急度、優先度を考慮すると現時点では困難であります。

なお、海辺公園と海岸のアクセスについては、平成27年度から、新崎川の河口部に河川を渡れるように、自然石による飛び石を設置しているところです。

〈要望事項〉

(12) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

《措置状況》【県土整備局】

砂防堰堤やコンクリート擁壁等の土砂災害防止施設の整備は、人家が多い箇所、福祉施設が立地する箇所などを優先して行っておりますが、こうした整備には多大な費用と日時を要するとともに、市町村や地権者などの要望も踏まえ実施する必要があります。

今後も、湯河原町には地元調整などへの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から着実に施設の整備を進めてまいります。

〈要望事項〉

(13) 湯河原パークウェイの無料化について（足柄下郡）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけを要望する。

《措置状況》【県土整備局】

湯河原パークウェイは、伊豆箱根鉄道株式会社が道路運送法に基づき整備した、いわゆる「私道」です。

湯河原パークウェイを管理運営している同社の考え方を確認したところ、会社経営上、通行料

金の見直しなどについては、その減収分の補填が条件であるとのことでした。

まずは、地元町としてどのように対応するのか整理・検討し、県に相談していただきたいと考えております。

県としては、湯河原パークウェイと並行する県道75号（湯河原箱根千石原）が、安全で快適に利用できるよう努めてまいります。

.....

＜要望事項＞

(14) (仮称) ゆがわら道の駅整備に関する支援について（湯河原町）

観光産業の推進と地域の活性化を図ることを目的とした道の駅の整備に向けて、整備検討委員会を設置し検討を開始した。

県においては「道の駅かながわ」の推進体制により支援を実施し、駐車場、建屋等の施設整備、運営方法等の検討及び計画立案、関係機関との調整を円滑に推進するため、部局横断的に積極的な助言を要望する。

また、整備の実施が決定した場合、建設予定地は、町道だけでなく国道135号に面しているため、町による単独型の整備ではなく、町及び道路管理者による一体型の整備とすること及び接している河川を活用し、道の駅と一体とした親水公園の整備を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

県では、これまで町の取組について「道の駅かながわ」の体制に基づき、「道の駅相談窓口」により相談を受けているところですが、関係部局と連携し必要な助言を行う「道の駅支援検討会議」を開催することも可能なため、引き続き「道の駅相談窓口」へ御相談いただきたいと考えております。「一体型」の整備については、今後、施設の規模や配置など計画熟度が高まっていく中で検討してまいります。

また、千歳川の河口部は、河川区域内の整備可能な用地が狭小で、整備に必要な用地が確保できないことなどから、親水施設（緩傾斜式護岸）の整備は困難ですが、河川区域に隣接する既存の公園の用地を活用した整備等については、具体的に御相談ください。

.....

＜要望事項＞

(15) 違法民泊のチェック体制の充実強化について（足柄下郡）

県内でも観光客が多く訪れ、特に宿泊需要が多い足柄下郡地域において問題となっている違法民泊に関して、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止の観点からも厳正なるチェック体制の充実強化を要望する。

《措置状況》【保健福祉局】

県では、違法民泊の防止を図るために、ホームページ等で旅館営業許可施設一覧の公開や、住宅等を活用した旅館営業（簡易宿所営業）者に対して、旅館業法の許可施設である旨の表示を指導しております。なお、違法な宿泊サービスに対しては、適正な手続きを経た上での事業運営や、これができない場合の事業中止の指導を行っております。

さらに、平成30年6月15日から施行される住宅宿泊事業法による宿泊サービスが適正に行われるよう、事務処理や指導体制の整備を行ってまいります。

5 愛甲地域要望

＜要望事項＞

(1) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖ＩＣ及びさがみ縦貫道相模原ＩＣへのアクセス道路として、その交通量は増加の一途を辿っている。

また、平成27年11月沿線上に道の駅「清川」が開所し、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

については、着手済みである古在家バイパス整備事業の第1期区間及び第2期区間の早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の2箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

《措置状況》【県土整備局・警察本部】

県道64号（伊勢原津久井）の古在家バイパスについては、「かながわのみちづくり計画」で「整備推進箇所」として位置付けています。

全体計画延長約1.2kmのうち、第1期区間として、北側約0.8kmの整備を進めています。この区間には、橋梁が3橋計画されており、うち1橋は整備済みですが、平成29年度の工事で2橋目の橋梁が完成する予定であり、引き続き地元清川村と連携して事業進捗に努めてまいります。

村道山岸外周線に接続する丁字路及び清川村役場前への信号機の設置につきましては、交通状況及び周辺環境等の変化を捉え、付近の信号機の統廃合等も考慮しつつ設置の判断をしてまいります。

＜要望事項＞

（2）片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成11年夏の豪雨においては、この地区的山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落個所については、平成17年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成22年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区的上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険個所に指定されている。

県におかれでは、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することにより、山腹崩壊や土砂流失といった災害が発生しにくく、地域住民が安心して生活できる地域の実現を要望する。

《措置状況》【環境農政局】

現在、片原・柳梅地区での治山事業の計画はありませんが、今後は、山地災害を未然に防ぐために、山地の荒廃状況や危険箇所等の事前把握、さらに既存の治山施設の定期的点検を行い、これらの結果を踏まえ、必要に応じて治山工事や施設の維持管理等を検討してまいります。

＜要望事項＞

（3）消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成25年4月1日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度の

みを運用して支援するだけではなく、広域化に伴う人件費などの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かるよう、積極的な財政支援を行うことを要望する。

《措置状況》【安全防災局】

県では、消防広域化の取組について、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、通常よりも高い補助率2分の1で支援することとしており、広域化実現後であっても、市町村が策定した広域化に関する計画に位置付けた施設整備等については、補助対象としております。

＜要望事項＞

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めるよう要望する。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

携帯電話基地局を県有地に整備する場合の県有財産規則に基づく許可及び自然公園法並びに森林法に基づく許認可については、整備計画の内容に応じて判断させていただきます。

また、県道70号線の拡幅改良については、県では、「かながわみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

当該区間については、現時点では、事業化の可能性が低く、抜本的な拡幅改良整備を進めるることは困難です。

＜要望事項＞

(5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について（愛川町）

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

《措置状況》【政策局・産業労働局・県土整備局】

県では、公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の日本版DMO法人としての活動を広域的な視点から支援し、宮ヶ瀬地域の新たな観光振興を図ることを目的に、地方創生推進交付金を活用した「宮ヶ瀬湖周辺地域DMO推進事業」に取り組んでおり、今後も宮ヶ瀬湖周辺地域の市

町村との一層の連携を図ってまいります。

また、国道412号などからのアクセス機能向上に係る対策等について、県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めており、具体的な計画が示されれば、御相談に応じてまいります。

6 水源地域要望

＜要望事項＞

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃をはじめ、特に来訪者の多い土日祝日やゴールデンウィーク、夏休み期間中における河川パトロールを実施するとともに、県内外からの河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等を積極的に取り組むよう強く要望する。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、不法投棄や散乱ごみの未然防止対策として、日頃から職員による河川パトロールを実施するほか、委託業者による土日のパトロールの実施、車両の乗り入れを規制する車止めの設置、不法投棄に対する啓発・警告看板の設置、ダムの放流警報施設の電光掲示板やスピーカーを利用した河川利用者への呼びかけ等を実施しております。

また、原状回復対策として、堤防の草刈りにあわせて清掃を行うとともに、河川区域内に不法廃棄された廃棄物、放置車両等の撤去を実施しております、今後も継続して実施してまいります。

また、河川遊客に対する美化意識の啓発については、「県のたより」やホームページ、リーフレットの配布及び県民フォーラムの開催などにより、水源地域を守る意識の啓発に努めており、引き続きこうした取組を推進してまいります。

＜要望事項＞

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、森林が経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望する。

《措置状況》【環境農政局】

水源環境保全税を活用した特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的効果が見込まれる事業を対象としております。高齢林の更新については、皆伐再造林は水源環境保全・再生市町村補助金事業の対象としておりませんが、複層林造成のための間伐と植栽は、長期施業受委託の手法において補助対象としております。

また、針葉樹林と広葉樹林の整備については、人工林の間伐や広葉樹林の土壤保全対策工な

ど、水源かん養機能の向上に資する整備を補助対象としております。

間伐材の流通体制の整備については、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれるものではないことから、補助対象とすることは困難であります。

＜要望事項＞

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るためにには、森林整備を促進する必要がある。

については、地域林業形成促進事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

《措置状況》【環境農政局】

造林補助事業は、森林所有者等が自ら森林整備を行った場合に、事業費に対し一定の割合で補助を行う仕組みであり、所有者が負担した経費は将来の木材生産により還元されることから、現在、補助率の拡充は考えておりません。今後、森林を取り巻く大きな社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて補助率の見直しを行うなど、適正な補助制度の維持に努めてまいります。

＜要望事項＞

ウ 「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の策定に当たっては、水源環境保全・再生市町村交付金において、公共下水道の維持管理及び合併浄化槽設置に伴う支援を水源地域へ拡大するよう要望する。

《措置状況》【環境農政局】

公共下水道の管理については、市町村が行うものとされており、平成28年11月に策定した第3期計画においても、これまでと同様に水源環境保全・再生市町村補助金事業の対象とはしておりません。

なお、合併処理浄化槽整備については、第3期計画から対象地域を相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域に拡げております。

＜要望事項＞

(3) 市町村設置型高度処理型浄化槽に係る新たな助成制度の創設について（山北町）

当町では、三保ダム集水域において高度処理型合併処理浄化槽整備事業を推進しており、一般住宅については、独居世帯・高齢世帯など設置が困難な箇所を除き、概ね設置が完了した。しかし、設置から10年が経過する浄化槽が現れてきていることから、日頃の維持管理に対して経費の増加が課題となってきている。

このため、設置後6年以上経過した浄化槽に対して維持管理費として補助する新たな助成制度の創設について要望する。

《措置状況》【環境農政局】

第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画までの期間に設置した高度処理型合併処理浄化槽については、通常型よりも多くかかる維持管理費相当分として、1基あたり50万円を設置時に一括で交付済みのため、維持管理費に対する新たな助成制度の創設は考えておりません。

なお、第3期計画では、維持管理費相当分に替えて、高度処理のために必要となる経費相当額を、浄化槽の規模に応じて支援しております。